

茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画 年次報告書 平成 26 年度版 (平成 25 年度に実施した取り組みの報告)

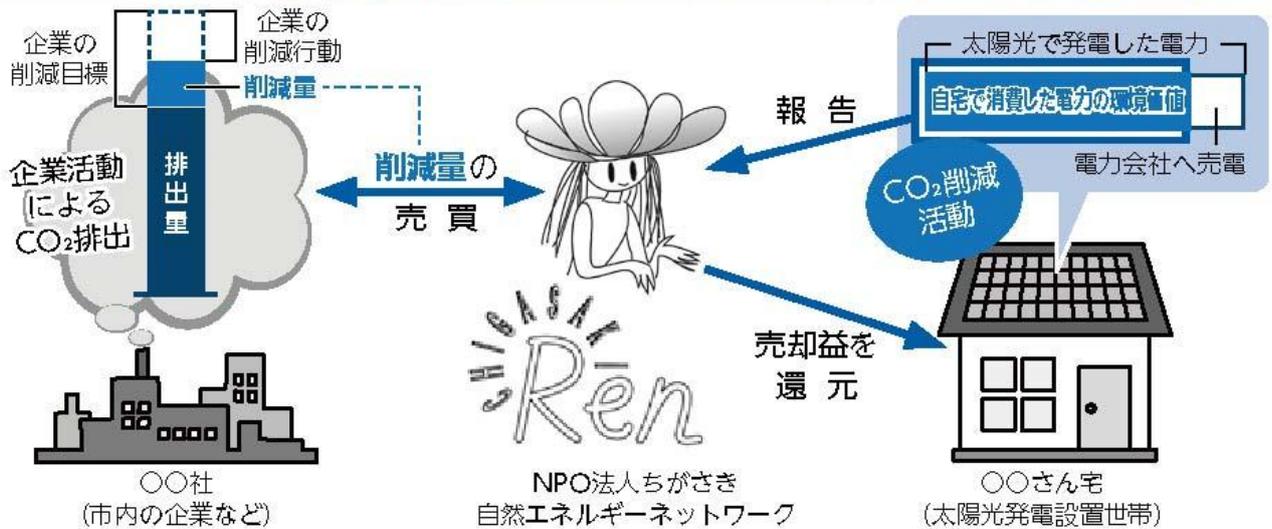
平成 26 年度の重点施策

眠っている価値を活用しよう!

茅ヶ崎おひさまクレジット

市とNPO法人ちがさき自然エネルギーネットワークとの協働事業

25年4月以降の
太陽光発電
設置者必見



詳しくは本書 2 ページをご覧ください。

平成 27 年 3 月
茅ヶ崎市

はじめに

本市は比較的温暖な気候に恵まれ、暮らしやすく子育てにも向いたまちです。

昨今、世界各地で異常気象が起きており、日本においても集中豪雨やこれまでにないような高温が記録されたりしています。私たちもこうした地球温暖化によるといわれる影響を経験する機会が増えてきています。

こうした中、昨年発表された気候変動による政府間パネル(IPCC)第5次評価報告書によると、地球温暖化は疑う余地がなく、今世紀末の世界の平均気温の上昇は最大で4.8℃と予測されています。

地球温暖化対策においては温室効果ガスの排出を抑制する「緩和」に加え、温暖化の影響への対処としての「適応」も求められており、地球温暖化対策は緊急性を要しており、しかも着実に進めていく必要があります。

本市におきましても、深刻化する地球温暖化問題に対応するため、「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」に沿った施策を平成25年4月より実行しております。この計画では、平成32年度における温室効果ガス排出量を、基準年度である平成2年度より20パーセント削減することを目標としており、目標達成に向けて市民、事業者、市が取り組む施策を定めております。さらに、確実な計画の実行に向けて進捗状況を毎年評価し、次年度以降の計画の推進に反映することにしております。

本書にはこの計画の平成25年度の施策の実施状況の評価及び、茅ヶ崎市温暖化対策推進協議会による専門的な見地からのご意見と今後の施策展開を掲載しております。今回の評価作業は計画策定後の初めての作業であり、茅ヶ崎市温暖化対策推進協議会の委員の皆様には大変なご負担をお掛けし答申を作成して頂きました。答申において頂きました6つのテーマについてのご指摘は真摯に受け止め、今後の施策推進に反映させてまいります。

今後も持続可能な社会を将来世代に引き継いでいくために、この計画の温暖化対策を着実に推進してまいります。市民の皆様におかれましては、この報告書をご覧頂きまして本市の取り組みをご理解いただき、日常生活の中でできることから取り組んでいただきますようお願いいたします。

平成27年3月

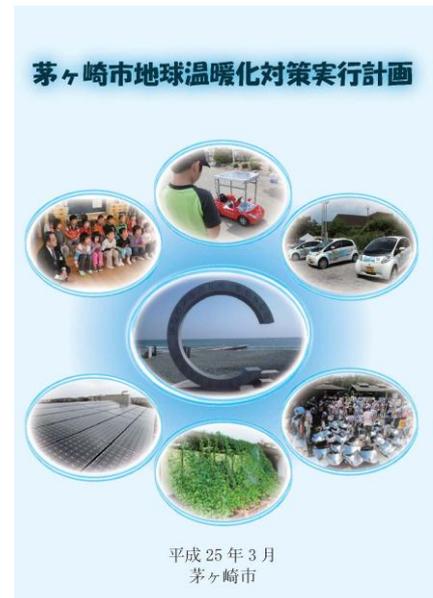
茅ヶ崎市長 服部 信明

茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画について

平成20年6月に改正された温対法(地球温暖化対策の推進に関する法律)により、これまで一事業者として地球温暖化防止に向けて実行してきた地方公共団体実行計画を拡充し、従来の地域推進計画に相当する内容に区域全体の自然的社会的条件に応じた施策を盛り込んだ計画の策定が義務づけられました。

これを受けて茅ヶ崎市では、それまでに実行してきた「茅ヶ崎市地球温暖化防止実行計画」、「茅ヶ崎市地域省エネルギービジョン」「茅ヶ崎市地球温暖化対策地域推進計画」それぞれの目標達成に向けた施策・対策の進捗状況を踏まえた上で、これらの計画を統合することにより、本市が取り組む地球温暖化対策を網羅的かつ体系的に整理し、市域の温室効果ガスを削減する総合的かつ計画的な施策を実行していくことを目的として、「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画(以下、実行計画)」を平成25年3月に策定いたしました。

この計画の特徴としては茅ヶ崎市全体としての温暖化対策をまとめた「茅ヶ崎市全体の取り組み(以下、区域施策編)」と一事業者としての取り組みをまとめた「茅ヶ崎市行政の取り組み(以下、事務事業編)」の大きく分けて2部構成になっています。



本書について

本書は実行計画に基づき実施した、本市の地球温暖化対策に関する施策の取り組み状況をまとめた報告書です。毎年の温室効果ガス排出量を算出、分析し、各施策の実施状況を評価することで、実行計画の適正な進行管理を行い、実行計画に掲げた温室効果ガス削減目標を達成することを目的としています。

本書は実行計画に合わせ区域施策編と事務事業編の2部構成とし、区域施策編では、茅ヶ崎市域における温室効果ガス削減目標の達成に向けた進捗状況や、3つのテーマに沿った優先的に取り組む施策の実施状況及び担当課による実績評価、今後の方向性等について、事務事業編では一事業者としての茅ヶ崎市における温室効果ガス削減目標の達成に向けた進捗状況や、各施策の取り組みについて市が取りまとめた後、専門的な見地からのご意見を伺うべく、茅ヶ崎市温暖化対策推進協議会に諮問を行い、度重なるご検討のうえ、答申としての評価をまとめていただき、作成いたしました。

なお、本書において、温室効果ガス排出量を算定するために必要な各種統計数値の公表時期の関係から、温室効果ガス排出量について、区域施策編では平成24年度の速報値を、事務事業編では平成25年度の確定値を報告しています。

目次

1 平成 26 年度の重点施策	2
2 茅ヶ崎市全体の取り組み（区域施策編）	
(1) 温室効果ガスの削減目標	6
(2) 温室効果ガス排出の状況	6
(3) 施策体系図	8
(4) 優先的に取り組む施策の進捗評価について	10
【優先的に取り組む施策Ⅰ：取り組んでみよう！ちがさき省エネエコライフ】	12
Ⅰ－1 日常生活における地球温暖化対策とその温室効果ガス削減効果の発信	12
Ⅰ－2 日常生活における地球温暖化対策の取り組み状況の把握	13
Ⅰ－3 省エネルギー表彰制度の導入	14
【優先的に取り組む施策Ⅱ：進めよう！事業活動における地球温暖化対策】	16
Ⅱ－1 事業活動における地球温暖化対策とその温室効果ガス削減効果の発信	16
Ⅱ－2 事業活動における地球温暖化対策の取り組み状況の把握	17
Ⅱ－3 エコ事業者認定制度の導入検討	18
【優先的に取り組む施策Ⅲ：協力しよう地域で取り組む地球温暖化対策】	20
Ⅲ－1 住宅、事業所、公共施設への省エネルギー機器や再生可能エネルギー 自家発電設備の設置	20
Ⅲ－2 電気自動車の導入推進	23
Ⅲ－3 地域での発電電力や環境価値を地域で利用する仕組みづくり	24
(5) その他施策の実施状況について	26
3 茅ヶ崎市行政の取り組み（事務事業編）	
(1) 温室効果ガスの削減目標	35
(2) 温室効果ガス排出の状況	36
(3) 取り組み体系図	37
(4) 各取り組みの実施状況について	38
4 茅ヶ崎市温暖化対策推進協議会答申	42

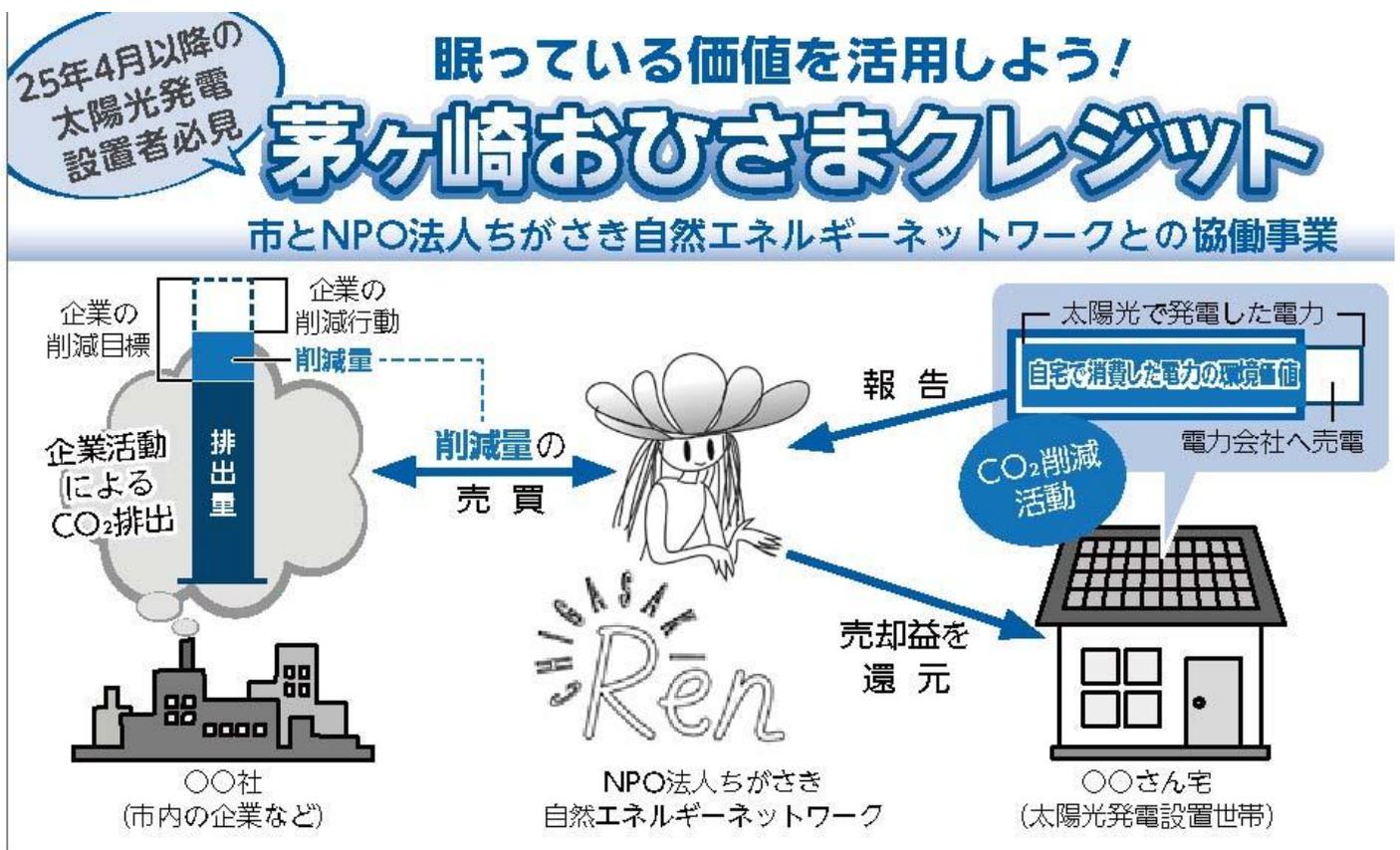
1 平成 26 年度の重点施策

茅ヶ崎おひさまクレジット（太陽光発電クレジット制度）

市では、ご自宅に設置した太陽光発電設備で発電した電力のうち、ご自宅で使用した電力にある環境価値（※1）を企業の温暖化対策に役立て、参加者には商品券などを還元する「茅ヶ崎おひさまクレジット」事業を実施しています。**対象は茅ヶ崎市在住で平成 25 年 4 月以降に太陽光発電を設置した方**です。みなさま、ぜひ「茅ヶ崎おひさまクレジット」にご参加ください。

※1 環境価値：電気そのものの価値に加え、二酸化炭素の排出を削減するという価値
太陽光や風力などの自然エネルギーによる電気は、電気そのものの価値に加え、CO2 排出を削減するという「環境価値」を持っているとみなされる。

25 年度は、この事業を 26 年度から開始とするために国からの制度認証を受けるための手続きを行いました。詳しい内容は本書 24 ページをご覧ください。



おひさまクレジットQ&A

Q1 おひさまクレジットの仕組みは？

A1 「NPO法人ちがさき自然エネルギーネットワーク（ちがさきREN）」（※2）と茅ヶ崎市が行う協働事業です。

- 1 ご自宅で使った電力の環境価値をちがさきRENが取りまとめ、国の認証を受けて売却可能な「クレジット」に変換します。
- 2 「クレジット」は企業が目標とする二酸化炭素排出量削減などに役立つため、企業などに売却します。
- 3 その売り上げを商品券などに替え、参加者に還元します（クレジットの売買は企業との相対取引になるため、還元できない場合もあります）。

※茅ヶ崎おひさまクレジット事業の実施者として審査を受け、国の認証を受けたNPO法人です。

Q2 参加のメリットは？

A2 参加すると、ご自分では活用できない環境価値を活用することができ、その価値の量に応じて商品券などが還元されます。
クレジットを購入する企業にとっては、企業活動での温室効果ガス削減に役立てることができるため、企業のエコにも貢献できます。

Q3 売電との違いは？

A3 売電は、ご自宅で使用しなかった余りの電力を「環境価値」も含めて電力会社が買い取るものです。「茅ヶ崎おひさまクレジット」で取引するのは、ご自宅で使用した電力分の環境価値ですので、売電は今までどおりしていただけます。

Q4 参加の要件は？

A4 参加できるのは以下の条件を満たす方です。
1 平成 25 年 4 月以降に住宅用太陽光発電を設置
2 太陽光発電以外の発電設備又は蓄電池を併設していない。

Q5 参加して行うことは？

A4 参加申し込み後は、年に 1 回、太陽光発電の総発電量と総売電量を電子メールで報告していただくだけです。報告していただく時期は、ご案内します。

太陽光発電設備設置費補助

市では、居住用の住宅に太陽光発電設備を設置される方を対象に補助制度を設けています。

補助金額等の詳細については市ホームページ又は広報紙に掲載していますのでご確認ください。

→平成 25 年度の補助実績については本書 21 ページをご覧ください。



太陽光発電設備をまだ設置していない方も、本市の補助金を利用して太陽光発電設備を設置し、「茅ヶ崎おひさまクレジット」にぜひご参加ください。

茅ヶ崎市全体の取り組み（区域施策編）



2 茅ヶ崎市全体の取り組み（区域施策編）

(1) 温室効果ガスの削減目標

■ 計画期間及び削減目標

茅ヶ崎市全体の取り組み（区域施策編）の計画期間は、平成 25 年度から平成 32 年度までの 8 年間とします。

基準年度	目標年度	温室効果ガス削減目標
平成 2 年度 (1990 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 2 年度 (1990 年度) 比 20%削減

■ 削減対象とする温室効果ガス

京都議定書において削減対象となっている 6 種類の温室効果ガスの削減対象としています。
(排出削減対象温室効果ガス一覧表)

種類	主な排出源
二酸化炭素 (CO2)	電気の使用、燃料の焼却、廃棄物の焼却等
メタン (CH4)	自動車の走行、下水の処理、畜産業の活動によるもの等
一酸化二窒素 (N2O)	燃料の焼却、農畜産業活動によるもの
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコンの使用、廃棄によるものエアロゾール製品や噴射剤、エアコンや断熱発泡剤などの製造
パーフルオロカーボン (PFC)	半導体等製造用や電子部品など不活性液体の使用
六フッ化硫黄 (SF6)	六フッ化硫黄が封入された変電、変圧施設の使用、点検、排出時

(2) 温室効果ガス排出の状況

単位(千 t CO2)

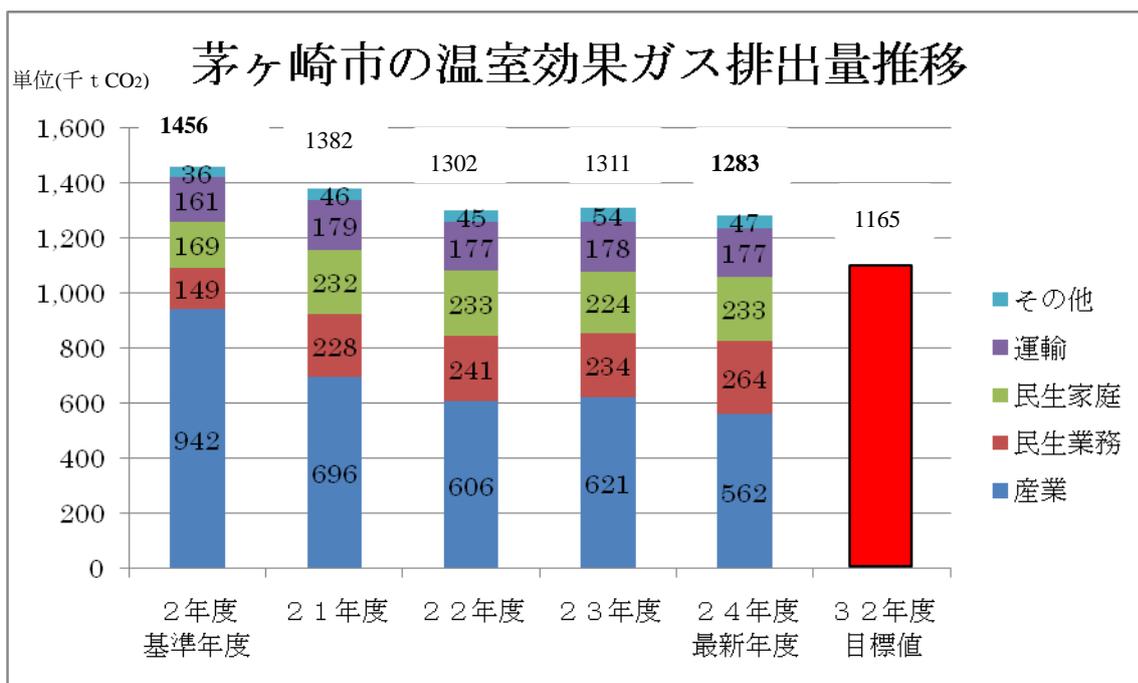
部門	基準年度		22 年度 (2010 年度)	23 年度 (2011 年度)	最新年度		目標値
	2 年度 (1990 年度)	21 年度 (2009 年度)			24 年度 (2012 年度)	基準年度比	32 年度 (2020 年度)
産業	942	696	606	621	562	-40%	—
民生業務	149	228	241	234	264	77%	—
民生家庭	169	232	233	224	233	38%	—
運輸	161	179	177	178	177	10%	—
その他	36	46	45	54	47	31%	—
合計	1,456	1,382	1,302	1,311	1,283	-12%	1,165

※四捨五入の関係上、表内の合計が合わない場合がある。

*その他には、廃棄物及びハイドロフルオロカーボン (HFC)、パーフルオロカーボン (PFC)、六フッ化硫黄 SF6 由来の温室効果ガス排出量が含まれる。

*24 年度の数値は暫定値。

*電気の排出係数は、平成 21 年度実排出係数(0.384 k g -CO2)を 22 年度以降は実排出係数(0.375 k g -CO2)使用し算定。



■ 24年度の排出状況等の特徴

- ・温室効果ガス排出量の総量は基準年度比で12%削減しています。
- ・産業部門の排出削減量が基準年度比40%減となっている一方で、民生業務部門は77%増・民生家庭部門は38%増となり、民生部門の排出削減が課題となっています。
- ・温室効果ガス排出削減率は、23年度比で2.1%であり順調な削減率を維持しています。

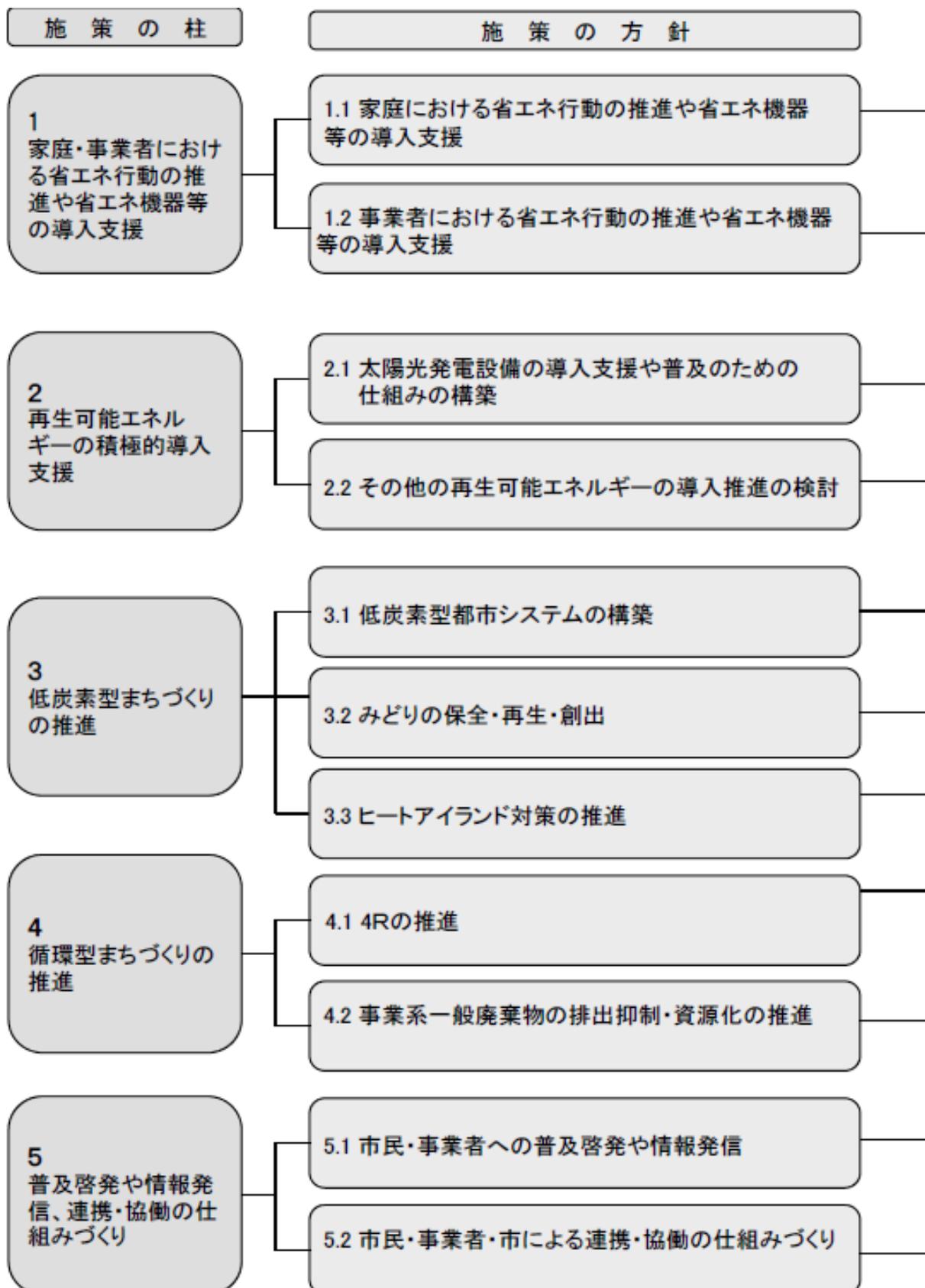
■ 茅ヶ崎市の温室効果ガス排出の状況に対する協議会指摘事項

平成24年度のデータ公表、特に、実数に基づく実態に近い排出状況が分かる点はとても良いと考えられる。また、事務局の当初の予想に近い実態になっていることもうかがえることから、計画策定時の将来見通しが合っていたこと、施策展開に意味があることも分かる。

しかし、結果の表示に留まるのではなく、増減要因を示し、各部門への望まれる対策などの記載があるとよい。

特に、民生家庭・民生業務部門への働きかけについては、市民が読んでも分かるデータを記載し、地球温暖化の危機感を訴えていくべきであろう。それとともに、普及啓発だけで成果を得るには限界があるため、市民レベルでの排出削減を促す制度(たとえば、経済的なインセンティブに代表される仕組み)が必要である。

(3) 施策体系図



施策の分類

- ①省エネエコライフの促進
- ②環境に配慮した商品やサービスの選択促進
- ③省エネルギー機器の利用・導入促進
- ④省エネリフォームの促進

- ①事業活動での環境配慮の促進
- ②環境に配慮した商品やサービスの提供促進
- ③省エネルギー機器の導入促進
- ④環境に配慮した農業・漁業の促進
- ⑤建築物・設備の省エネ性能の改善促進

- ①太陽光発電設備・太陽熱利用設備の導入支援
- ②太陽光発電設備の普及のための仕組みの構築

- ①その他の再生可能エネルギーの導入推進の検討

- ①エネルギーの面的利用の推進
- ②市民・利用者に使いやすい交通システムの推進
- ③自動車の走行に伴う温室効果ガス排出量の低減
- ④自転車の利用促進
- ⑤エコカーの導入促進

- ①みどりの保全
- ②みどりの再生・創出

- ①ヒートアイランド対策の推進

- ①リフューズ(要らないものを買わない・断る)の推進
- ②リデュース(ごみの排出を抑制する)の推進
- ③リユース(繰り返し使う)の推進
- ④リサイクル(資源として再生利用する)の推進
- ⑤ごみの減量や分別に関する情報提供

- ①事業系一般廃棄物の排出抑制・資源化の推進

- ①省エネルギー・地球温暖化防止に関する普及啓発システムの構築・利用
- ②省エネルギー・地球温暖化防止に関する継続的な実態調査の実施
- ③環境に関するイベント・講座の実施
- ④環境教育の実施

- ①市民・事業者・市による連携・協働の仕組みづくり

※数字は施策の方針を、○数字は施策の分類を表しています

優先的に取り組む施策Ⅰ

I-1

日常生活における地球温暖化対策とその温室効果ガス削減効果の発信

I-2

日常生活における地球温暖化対策の取り組み状況の把握

I-3

省エネルギー表示制度の導入

優先的に取り組む施策Ⅱ

II-1

事業活動における地球温暖化対策とその音質効果ガス削減効果の発信

II-2

事業活動における地球温暖化対策の取り組み状況の把握

II-3

エコ事業者認定制度の導入検討

優先的に取り組む施策Ⅲ

III-1

住宅、事業所、公共施設への省エネルギー機器や再生可能エネルギー自家発電設備の設置

III-2

電気自動車の導入推進

III-3

地域での発電電力が環境価値を地域で利用する仕組み作り

(4) 優先的に取り組む施策の進捗評価について

優先的に取り組む施策とは

地球温暖化対策に関する施策は分野も多岐にわたり、多種多様で数も多いことから、全ての施策を同時に実施していくことは困難です。そこで実行計画では、着実に削減目標の達成を目指すため、施策の中から「優先的に取り組む施策」を選定し、推進することとしています。

また、「優先的に取り組む施策」をより効果的に進めるため、他の施策と組み合わせた形で 3 つのテーマに分類し、各テーマに設けた施策の柱ごとに施策の進捗管理指標や目標及び実施スケジュールを示しています。

優先的に取り組む施策の 3 つのテーマ及び施策の柱

優先的に取り組む施策Ⅰ：取り組んでみよう！ちがさき省エネライフ

施策の柱Ⅰ-1:日常生活における地球温暖化対策とその温室効果ガス削減効果の発信

施策の柱Ⅰ-2:日常生活における地球温暖化対策の取り組み状況の把握

施策の柱Ⅰ-3:省エネルギー表彰制度の導入

優先的に取り組む施策Ⅱ：進めよう！事業活動における地球温暖化対策

施策の柱Ⅱ-1:事業活動における地球温暖化対策とその温室効果ガス削減効果の発信

施策の柱Ⅱ-2:事業活動における地球温暖化対策の取り組み状況の把握

施策の柱Ⅱ-3:エコ事業者認定制度の導入検討

優先的に取り組む施策Ⅲ：協力しよう！地域で取り組む地球温暖化対策

施策の柱Ⅲ-1:住宅、事務所、公共施設への省エネルギー機器や再生可能エネルギー自家発電設備の設置

施策の柱Ⅲ-2:電気自動車の導入推進

施策の柱Ⅲ-3:地域での発電電力や環境価値を地域で利用する仕組みづくり

評価方法について

本書では、削減目標達成に向けた施策の進行管理を着実にを行うため、優先的に取り組む施策について評価しています。

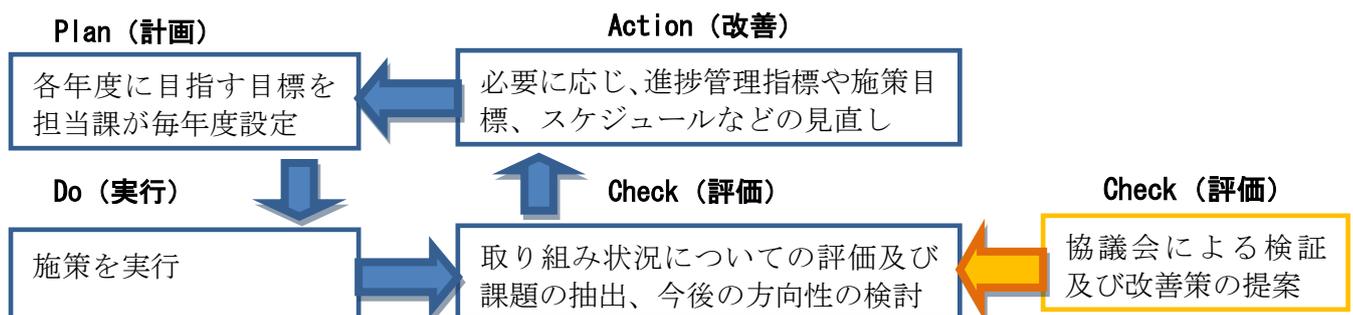
評価方法は、まず優先的に取り組む施策のテーマに設けられた施策の柱ごとに各担当課が施策の取り組み状況の評価及び課題の抽出を行い、今後の方向性の検討を行っています。

そして、茅ヶ崎市温暖化対策推進協議会では、担当課が行った施策の実施状況やその評価、今後の方向性に対して専門的な見地から検証し、優先的に取り組む施策のテーマごとに施策をさらに進めるための提案や課題の改善策などについてコメントしています。

担当課では、茅ヶ崎市温暖化対策推進協議会のコメントを踏まえ次年度以降の目標を定めます。また、必要に応じて進捗管理指標や施策目標の見直しを行います。

このような Plan (計画) → Do (実行) → Check (評価) → Action (改善) のPDCAサイクルの手法を繰り返すことによって、施策の進捗状況を管理し、継続的に改善していきます。

【評価方法のイメージ】



凡例

優先的に取り組む施策 I : ○○○○○○ ← 優先的に取り組む施策のテーマ

I-1: ○○○○○○ ← 施策の柱

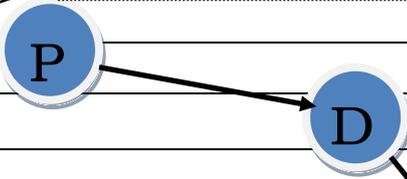
施策	進捗管理 指標	目標	実施スケジュール(年度)							
			25	26	27	28	29	30	31	32
△△△	△△△△	○○○○ (△△年度)	→	→	→	→	→	→	→	→
			△△△	△△△	△△△					

施策ごとの目標年度までの進捗管理指標・目標・スケジュール
協議会のコメントを踏まえ必要に応じて見直す

目標は各担当課が設定(※担当課は【○○課】と表示)

■25年度の取り組み状況

目標	△△△△
成果	△△△△
課題	△△△△



担当課により、平成 25 年度の目標
に対する施策の進捗状況や成果な
どに基づき、進捗評価をA～Eの 5
段階で評価

■担当課による総合評価

A	B	C	D	E
極めて順 調に進ん でいる	おおむね順調に 進んでいる	ある程度進んで いる	あまり進んでいない	今後、積極的な取り組みが必要
100%	90%	75%	60%	40%
				0%

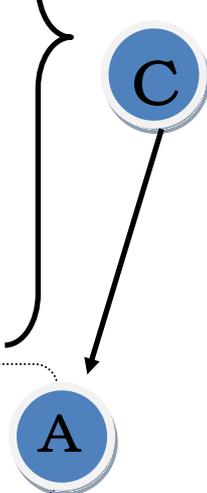
■今後の方向性(優先度順)

担当課による評価から導いた今後の方向性(優先度順)

■優先的施策 I に対する協議会指摘事項

茅ヶ崎市温暖化対策推進協議会による担当課が行った評価等の検証後の
コメント

担当課は協議会コメントを踏まえ、次年度以降の目標を設定す
る。また、必要に応じて進捗管理指標・目標を見直す。



Ⅰ-1：日常生活における地球温暖化対策とその温室効果ガス削減効果の発信

施策	進捗管理 指標	目標	実施スケジュール(年度)							
			25	26	27	28	29	30	31	32
「ちがさきエコ ネット」の導 入	「ちがさきエコネット」 の構築・運用開始	運用開始 (27年度)	→	→	→	→	→	→	→	→
			コンテンツ の設計	コンテンツ・ システムの 構築	「ちがさきエコネット」の運用・改善					
「ちがさきエコ ファミリー制 度」の導入	「ちがさきエコファミリ ー制度」の構築・運用 開始	運用開始 (27年度)	→	→	→	→	→	→	→	→
			制度の設計	制度の構築	「ちがさきエコファミリー制度」の運用・改善					

■25年度の取り組み状況

目標	<ul style="list-style-type: none"> ・「ちがさきエコネット」構築体制の整備及びコンテンツ設計【環境政策課】 ・「ちがさきエコファミリー制度」の設計【環境政策課】
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・「ちがさきエコネット」の設計・構築を「NPO 法人湘南ふじさわシニアネット」との協働事業として実施していくことを決定し、協定書の締結など、エコネットの構築を進める体制を整えました。 ・「ちがさきエコネット」の主要コンテンツを以下の4つに決定しました。 <ol style="list-style-type: none"> ①家庭を対象とした「エコファミリー」 ②市内の工場、店舗、病院、学校などを対象とした「エコ事業者」 ③電気・ガス・水道などのエネルギー使用量を入力するとグラフが作成され、“見える化”することができる「環境家計簿」 ④エコファミリー登録者の相互で節電やエコ生活についてのアイデアなどをやりとりすることができる「コミュニケーション」 ・「ちがさきエコファミリー制度」の設計を行いました。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・コンテンツの詳細について(「環境家計簿」の見やすさや、コミュニケーションにおけるセキュリティ対策など)設計していく必要があります。 ・「ちがさきエコネット」を立ち上げた後の運用体制を検討し、必要な予算措置をとる必要があります。

■担当課による総合評価

A 極めて順 調に進ん でいる	B おおむね順調に 進んでいる	C ある程度進んで いる	D あまり進んでいない	E 今後、積極的な取り組みが必要
100%	90%	75%	60%	40%
				0%

■今後の方向性（優先度順）

- ・環境家計簿に入力したデータの結果表示方法やコミュニケーションにおける投稿内容の公開方法など、茅ヶ崎市温暖化対策推進協議会のご意見をいただきながら、27年度の運用開始に向け、サイト全体の構築を進めていきます。
- ・「ちがさきエコネット」運用開始後のサイト管理業務委託の内容を検討し、委託する場合は予算措置をとる必要があります。

優先的に取り組む施策Ⅰ：取り組んでみよう！ちがさき省エネエコライフ

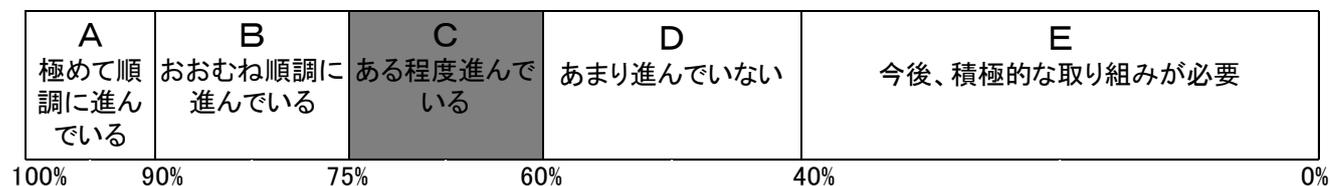
I-2：日常生活における地球温暖化対策の取り組み状況の把握

施策	進捗管理指標	目標	実施スケジュール(年度)							
			25	26	27	28	29	30	31	32
省エネルギー・地球温暖化防止に関する意識調査	省エネルギー・地球温暖化防止への取り組みを「実践している」と回答した割合	100% (平成 32 年度)	→	→	→	→	→	→	→	→
			意識調査の実施・分析・公表							
省エネナビやエコワットの貸出による省エネ活動促進	年度当たり貸し出し延べ回数	延べ 120 回 (平成 32 年度)	→	→	→	→	→	→	→	→
			省エネナビやエコワットの貸出及び実績分析							
省エネルギー実績の把握及びその成果の公表	「ちがさきエコファミリー」登録世帯 1 人当たりのエネルギー使用量を、登録年度に比べて削減できた世帯数の割合	80%以上	→	→	→	→	→	→	→	→
			実績把握の仕組みの検討		ちがさきエコファミリー登録者のエネルギー使用量の把握・分析・公表					
HEMS 導入支援	HEMS 導入支援	支援開始 (平成 28 年度)				→	→	→	→	→
			HEMS 導入支援							

■ 25 年度の取り組み状況

目標	<ul style="list-style-type: none"> 省エネルギー・地球温暖化防止に関する意識調査の実施【環境政策課】 省エネナビ・エコワットの貸出による省エネ活動促進【環境政策課】 	
成果	<ul style="list-style-type: none"> 26 年 3 月に「省エネルギー・地球温暖化に関する意識調査」を市民に対し実施(対象者数 2,000 人・無作為抽出)、599 件の回答をいただきました。(回答率約 29.9%) うち、省エネの取り組みを「実践している」と回答された方は 365 人(60.9%)でした。 省エネナビ・エコワット延べ貸出回数が 延べ 102 回になりました。 	 【省エネナビ】  【エコワット】
課題	<ul style="list-style-type: none"> 意識調査の回答率を維持しながら、省エネルギーの取り組み方法を周知していく必要があります。 省エネナビ・エコワットの貸し出しを、引き続き推進していく必要があります。 	

■ 担当課による総合評価



■ 今後の方向性 (優先度順)

- ・意識調査を引き続き実施していきます。
- ・省エネナビ、エコワットの貸出を引き続き広報紙などで周知していきます。
- ・28 年度からの HEMS(※1) 導入支援制度を検討していく必要があります。

※1 HEMS:家庭のエネルギーを効率よくコントロールするシステム。使用電力の見える化や電力使用の効率化ができ二酸化炭素排出削減に役立つ。

優先的に取り組む施策Ⅰ：取り組んでみよう！ちがさき省エネエコライフ

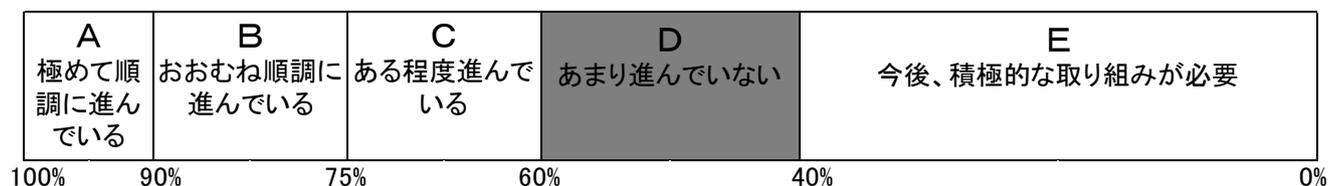
I-3：省エネルギー表彰制度の導入

施策	進捗管理 指標	目標	実施スケジュール(年度)							
			25	26	27	28	29	30	31	32
省エネルギー表彰制度 の導入	制度運用 開始時期	運用開始 (27年度)	→	→	→	→	→	→	→	→
			制度 設計	制度 構築	省エネルギー表彰制度の運用・改善					

■25年度の取り組み状況

目標	・省エネルギー表彰制度導入に向けた制度設計【環境政策課】
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・茅ヶ崎市温暖化対策推進協議会と協議し、「ちがさきエコネット」のエコファミリーの表彰制度の概要設計を行いました。 ・「ちがさきエコネット」での表彰者の公表方法を、エコファミリーの世帯人数ごとに最も温室効果ガス排出量が少ない家庭とその排出量を、また前年と比較して最も温室効果ガス排出量の削減率が高い家庭とその削減率を公表することとしました。 ・エコ事業者の表彰制度については検討することができませんでした。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・エコ事業者表彰制度の設計を行うことが必要です。 ・エコファミリー表彰対象者へ副賞を進呈するなどインセンティブを検討し、表彰制度参加への動機付けを図る必要があります。

■担当課による総合評価



■今後の方向性（優先度順）

- ・平成27年4月の「ちがさきエコネット」運用開始に向け、エコ事業者表彰制度の設計を行うとともに、表彰事業者の公表方法も検討していく必要があります。
- ・エコファミリー表彰者に対して副賞を進呈するかを検討し、進呈する場合は予算措置をする必要があります。

■優先的施策Ⅰに対する協議会指摘事項

1) 優先的施策Ⅰは、情報提供と情報収集に関する事項ゆえ、その継続と見直しを慎重に進めていくべきである。

本協議会としては、このテーマについて行政との綿密な協議と計画の進捗や評価に対する議論を続けていくことを考えており、優先的施策Ⅰについては施策ごとの目標年次での着実な実行を強く期待する。

2) 温室効果ガス削減効果の発信や、市民への情報提供は分かりやすさに重点を置くべきである。ちがさきエコネットは、運用開始を目指すだけでなく、市民や事業者の方々にいかに有益な情報を発信し、活用していただくか、また、いかに広め、どのように継続発展させていくかという観点に重点を置くべきである。エコネットを使いやすく提供するため、コンテンツの充実を目指して設計し、参加しやすい仕組みにして欲しい。

3) また、意識調査は、市民から具体的な省エネ行動の実施内容と結果を報告してもらいよう求めるべきである。調査の実施方法、調査内容及び結果の公開の仕方について、当協議会で検討する必要がある。

4) エコ事業者表彰については、多くの事業者に応募いただくため、応募要領は簡素化した方がよい。また、事業者毎の取り組み状況に差があることから、表彰事業者を公表することにおいて配慮が必要である。

また、エコファミリー表彰についても、住まい方の違いや変化によってもエネルギー使用量は大きく変わるため、比較方法の検討が必要である。

5) 優先的施策Ⅰは「成果」、「課題」について、アンケートの回答結果から窺える省エネ意識度や実践率に対する評価、課題を分析し取り組みを検討して欲しい。

市民と温暖化を防ぐ「茅ヶ崎のまちづくり」につながるよう身近な目的を示し、まちぐるみで取り組むことを提案する。

優先的に取り組む施策Ⅱ：進めよう！事業活動における地球温暖化対策

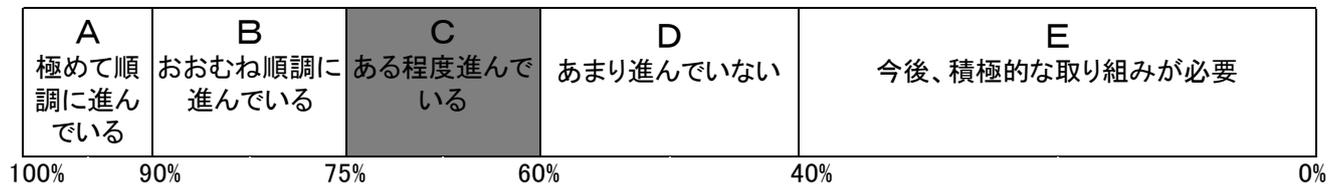
Ⅱ-1：事業活動における地球温暖化対策とその温室効果ガス削減効果の発信

施策	進捗管理指標	目標	実施スケジュール(年度)							
			25	26	27	28	29	30	31	32
「ちがさきエコネット」の活用による情報提供	「ちがさきエコネット」によるイベントや講習会等の開催情報の提供	情報提供開始(平成27年度)	→	→	→	→	→	→	→	→
			制度設計	制度構築	「ちがさきエコネット」によるイベントや講習会等の開催情報の提供					

■25年度の取り組み状況

目標	・「ちがさきエコネット」によるイベントや講習会開催情報提供制度の設計【環境政策課】
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・「ちがさきエコネット」のトップページ「トピックス」に市及び国・神奈川県事業者向けの事業、イベントや講習会を掲載できるように制度設計を行いました。 ・「ちがさきエコネット」内において、写真を使って市を始めとした環境に関するイベントや活動を紹介するフォトライブラリーコンテンツを検討しました。 ・エコネット登録者に対し、イベント情報などをメールにて紹介する機能を検討しました。
課題	・国や県が行う事業者を対象とした温暖化対策の取り組み(イベントや講習会、補助金など)の情報を収集していく必要があります。

■担当課による総合評価



■今後の方向性(優先度順)

- ・27年度のエコネット運用開始に向けて事業者向けの事業やイベント、講習会などの情報を収集します。

(参考)神奈川の環境に紹介されている

J-クレジット制度説明会の開催案内

(神奈川の環境HPより)



・「J-クレジット制度全国説明会」の追加開催(東京会場1月27日開催)

2019/12/27

環境省では、平成25年4月から開始した「J-クレジット制度」に関する説明会を、全国5箇所で開催します。

<東京会場>

- 日時 平成28年1月27日(月曜日)13:30~16:00 ※13:00開場
- 場所 イイホール6.カンファレンスセンター(RoomA1+2+3)
- 定員 216名
- 参加費 無料
- プログラム
 - 【第1部】(約90分)
 - ・CO2削減や削減された地球温暖化対策の動向及びJ-クレジット制度の概要
 - ・森林管理分野の方針の改定状況
 - ・事業者支援事業への申請のポイント
 - ・カーボンオフセット市場の最新動向
 - 【第2部】(約30分)
 - ・質疑応答
 - ・個別相談会(事前登録制)
- 申込方法 申込ウェブサイト(https://res26.smpa.ne.jp/resist/sCSMPFOR/Event.html?event=92783d1d10eb249d8d45e1940ea5e552)から1月22日(水曜日)までに申込み

添付資料	招請発表資料
連絡先	環境省地球環境局地球温暖化対策課市場・カーボンス室 電話：03-6521-0240(直通)

優先的に取り組む施策Ⅱ：進めよう！事業活動における地球温暖化対策

Ⅱ-2：事業活動における地球温暖化対策の取り組み状況の把握

施策	進捗管理 指標	目標	実施スケジュール(年度)							
			25	26	27	28	29	30	31	32
事業者の地球 温暖化対策取 組み状況の把 握	事業活動のエネルギー使用量 削減事業者数の割合(エコ事 業者認定時比)	80%以上	→	→	→	→	→	→	→	→
			意識調査、結果の分析・公表							
BEMS 導入支援	BEMS 導入支援	支援開始 (平成 28 年度)				→	→	→	→	→
									BEMS 導入支援、情報提供	

■25 年度の取り組み状況

目標	<ul style="list-style-type: none"> 事業者を対象とした省エネルギー・地球温暖化に関する意識調査を行い、結果を分析、公表します。【環境政策課】 「ちがさきエコネット」にて事業活動のエネルギー使用量削減事業者数の割合を把握する仕組みを設計します。【環境政策課】 												
成果	<ul style="list-style-type: none"> 26 年 3 月に「省エネルギー・地球温暖化に関する意識調査」を事業者に対し実施し(対象者数 1,000 社・無作為抽出)、252 件の回答をいただきました。(回答率 25.2%) うち、省エネの取り組みを行っていると感じた事業者は 247 件(98%)でした。 年度別回答数(いずれの年度も対象は 1,000 社) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>21</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> <th>25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>回答数(件)</td> <td>410</td> <td>340</td> <td>301</td> <td>256</td> <td>252</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 「ちがさきエコネット」における事業活動のエネルギー使用量削減事業者数の割合を把握する手法として、エコ事業者登録した事業者から電気使用量を始めたエネルギー使用量を把握する仕組みを設計しました。 	年度	21	22	23	24	25	回答数(件)	410	340	301	256	252
年度	21	22	23	24	25								
回答数(件)	410	340	301	256	252								
課題	<ul style="list-style-type: none"> 意識調査の回答数が年々減少しています。意識調査の設問を見直し、回答率の向上を図るとともに、「ちがさきエコネット」運用開始後はエコ事業者を意識調査の対象とするなど、意識調査の方法そのものの検討を行います。 												

■担当課の総合評価

A	B	C	D	E
極めて順 調に進ん でいる	おおむね順調に 進んでいる	ある程度進んで いる	あまり進んでいない	今後、積極的な取り組みが必要
100%	90%	75%	60%	40%
				0%

■今後の方向性（優先度順）

- 「ちがさきエコネット」におけるエネルギー使用量データの仕組みを活用したエコ事業者に対する意識調査の実施の検討、及び現行の意識調査そのもののあり方を検討します。
- 28 年度からの BEMS 導入支援制度を検討していく必要があります。

優先的に取り組む施策Ⅱ：進めよう！事業活動における地球温暖化対策

Ⅱ-3：エコ事業者認定制度の導入検討

施策	進捗管理指標	目標	実施スケジュール(年度)							
			25	26	27	28	29	30	31	32
「エコ事業者認定制度」の導入、実績データの把握	「エコ事業者認定制度」の構築	運用開始 (平成27年度)	→	→	→	→	→	→	→	→
			制度設計	制度構築	制度運用・改善					

■25年度の取り組み状況

目標	・「エコ事業者認定制度」、実績データ把握の制度設計【環境政策課】
成果	<p>・ちがさきエコネットにて事業活動エコ事業者宣言を行い、エコネット登録をした事業者をエコ事業者として認定する制度設計を行いました。認定事業者にはエコ事業者認定証(ステッカー)を交付するとともに、認定証と同じデザインの電子データをエコ事業者の画面からダウンロードできるようにします。</p> <p>・実績データの把握方法として、ちがさきエコネットに設ける「環境家計簿」(※1)において電気使用量のデータを始めたエネルギー使用量を把握する仕組みを設計しました。</p> <div data-bbox="276 967 782 1350" data-label="Figure"> </div> <p>※1 環境家計簿 電気、ガス、水道など毎月のエネルギーを入力するとそれぞれのCO2排出量を示すグラフが表示されるシステム。表示切り替えによってエネルギーごとの使用量や金額を表示したり、前年度との比較も容易にできます。エネルギーの使用状況がひと目で分かるため、節電目標が立てやすくなります。数年分のデータが保存できる「エコ事業者」「エコファミリー」向けの環境家計簿の他、とりあえず使ってみたいという方のために環境家計簿お試し版を用意しています。左は環境家計簿お試し版の画面イメージ。</p>
課題	・「エコ事業者認定制度」の周知を行い、参加事業者を募集していく必要があります。

■担当課による総合評価

A	B	C	D	E
極めて順調に進んでいる	おおむね順調に進んでいる	ある程度進んでいる	あまり進んでいない	今後、積極的な取り組みが必要
100%	90%	75%	60%	40%

■今後の方向性(優先度順)

- ・27年度の「ちがさきエコネット」運用開始に向け、「エコ事業者認定制度」の構築を進めていきます。
- ・多くの事業者に参加していただくための「エコ事業者認定制度」の周知方法を検討する必要があります。

■優先的施策Ⅱに対する協議会指摘事項

- 1) 事業者を対象とした情報収集・情報発信と、その協力体制づくりの目標において、エコネットとアンケート分析を中心とした進捗は概ね達成されていると判断できる。事業者に関連する温暖化防止対策について、情報を一元化して情報提供ができるサイトは有効である。情報提供時は県内だけでなく、全国のユニークな事業者の取り組みを紹介できると良いのではないかと。
- 2) 意識調査については、その結果や数値の記載ではなく内容の考察などを書き加えたりすることが必要である。加えて意識調査の回答数の減少について、市の考えや意識調査の内容などを報告書に記載してはどうか。今後は、エコネットを利用した仕組みが活用できると考えられる。
- 3) エコ事業者認定制度については、事業者のメリットを明示し、事業者が登録しやすいように配慮して欲しい。そして、登録事業者への呼びかけの検討、得られたデータの公開方法の検討についてしっかりと準備をして欲しい。
- 4) 事業者も含めた温暖化対策を進めるための継続的な情報管理と協力の仕組みの整備においては、目標、成果に不足を感じており、事業者も含めた今後の進展に期待する。

優先的に取り組む施策Ⅲ：協力しよう！地域で取り組む地球温暖化対策

Ⅲ-1:住宅、事業所、公共施設への省エネルギー機器や再生可能エネルギー自家発電設備の設置

施策	進捗管理指標	目標	実施スケジュール(年度)							
			25	26	27	28	29	30	31	32
省エネルギー機器の導入補助	意識調査において、省エネルギー機器を設置した市民、事業者数の割合	設置者数の増減比の把握	→	→	→	-----→				
			設置者の増減比の把握、補助金制度のPR、補助金交付事務							
太陽光発電設備の普及	太陽光発電の導入世帯数	2,750 世帯	→	→	→	-----→				
			意識調査、結果の分析・公表							
茅ヶ崎市太陽光発電普及啓発基金の活用	太陽光発電設備普及啓発基金活用の仕組みづくり	制度導入(26年度)	→	→	→	→	→	→	→	→
			積立・寄付金の募集・受付							
公共施設における再生可能エネルギーを利用した自家発電設備の設置	公共施設への省エネルギー機器や再生可能エネルギー自家発電設備の設置状況	23 施設(32年度)	→	→	→	→	→	→	→	→
			機器・設備の設置							

■25年度取り組み状況

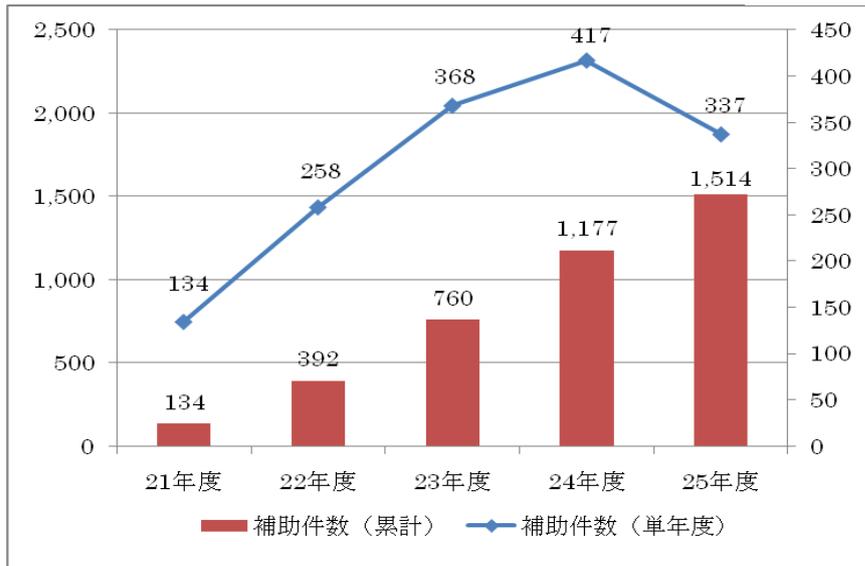
目標	<ul style="list-style-type: none"> 省エネルギー機器の設置者数の増減比の把握【環境政策課】 太陽光発電設備設置費補助金制度の継続的な取り組み【環境政策課】 太陽光発電普及啓発基金制度導入に向けた準備【環境政策課】 公共施設に再生可能エネルギーを利用した自家発電装置の設置【環境政策課】 																											
成果	<p>意識調査の結果、25年度に省エネ機器を導入した市民は125人(回答数599)となり、LED照明の導入最多77件でした。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>25年度省エネ機器導入実績</th> <th>導入したと回答した数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>LEDの導入</td> <td>77</td> </tr> <tr> <td>省エネ家電への買い換え・導入</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>高効率給湯器の導入</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>太陽光発電設備の導入</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>エコカーの導入</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>省エネルギー機器については住宅用コージェネレーションシステム(※1)の設置費補助金を平成24年度から交付しており、予定件数85件を上回り、実績は96件でした。</p> <p>住宅用コージェネレーションシステム設置費補助金の実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>補助金額</th> <th>予算件数</th> <th>実績件数</th> <th>補助金総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25年度</td> <td>5万円/1台</td> <td>85件</td> <td>96件</td> <td>4,800千円</td> </tr> <tr> <td>24年度</td> <td>5万円/1台</td> <td>64件</td> <td>54件</td> <td>2,700千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 住宅用コージェネレーションシステム:発電とともに発生した排熱を利用して、冷暖房や給湯などの熱需要に利用するエネルギー供給システムで、総合熱効率の向上を図るもの。</p> <p>太陽光発電設備補助金について予定件数350件に対して実績件数は337件でした。予定件数に達しなかった要因としては、神奈川県が補助金交付の要件にHEMSの設置を追加したことが考えられます。なお、25年度に補助制度を利用した太陽光発電設備の総発電量は1,345.76kwであり、設備1kWあたり1年間で1,000kwh発電する想定で計算すると706.524tCO₂の排出を削減している計算になります。</p>	25年度省エネ機器導入実績	導入したと回答した数	LEDの導入	77	省エネ家電への買い換え・導入	21	高効率給湯器の導入	10	太陽光発電設備の導入	6	エコカーの導入	4	年度	補助金額	予算件数	実績件数	補助金総額	25年度	5万円/1台	85件	96件	4,800千円	24年度	5万円/1台	64件	54件	2,700千円
25年度省エネ機器導入実績	導入したと回答した数																											
LEDの導入	77																											
省エネ家電への買い換え・導入	21																											
高効率給湯器の導入	10																											
太陽光発電設備の導入	6																											
エコカーの導入	4																											
年度	補助金額	予算件数	実績件数	補助金総額																								
25年度	5万円/1台	85件	96件	4,800千円																								
24年度	5万円/1台	64件	54件	2,700千円																								

成果

太陽光発電設備設置費補助件数の推移

累計補助件数

単年度補助件数



・太陽光発電設備普及啓発基金の活用については、市民活動サポートセンター及びこどもセンターの売電収入及び寄附金とマッチングギフト(※2)を基金に積立を行いました。25年度の基金の積立額は1,203,203円、25年度末時点の累計積立額は2,761,890円となっております。

太陽光発電設備普及啓発基金の積立状況

(単位:円)

年度	サポートセンター 売電収入	こどもセンター 売電収入	寄附金	マッチング ギフト	利子	合計
25	282,048	312,720	6,600	601,368	467	1,203,203
24	237,552	278,832	10,500	526,884	151	1,053,919
23	247,344	257,424	0	0	0	504,768
合計	766,944	848,976	17,100	1,128,252	618	2,761,890

※2マッチングギフト: 売電収入と寄附金の合計額と同額を基金に積み立てる市の資金のことで。

・公共施設に再生可能エネルギーを導入するため(仮称)松浪地区コミュニティセンター「GND基金(※3)」の設置事業計画を申請し認定されました。(補助額 1,250万円:26年度設置)

※3 GND基金:グリーンニューディール基金。東日本大震災の影響による電力需給の逼迫を背景に、災害に強く環境負荷の小さい地域づくりを進めるため地方公共団体などの防災拠点や災害時に機能を保持すべき公共施設への再生可能エネルギーや蓄電池などの導入を支援する国の基金のことで。

・西久保の五郎兵衛コミュニティパークにNPO法人ちがさき自然エネルギーネットワーク(REN)がソーラーシェアリング方式(※4)を採用した市民立太陽光発電所れんこちゃん3号(5.04kw)設置しました。また、RENと協力し、ソーラーシェアリングに関する講演会を開催し、45名の参加がありました。



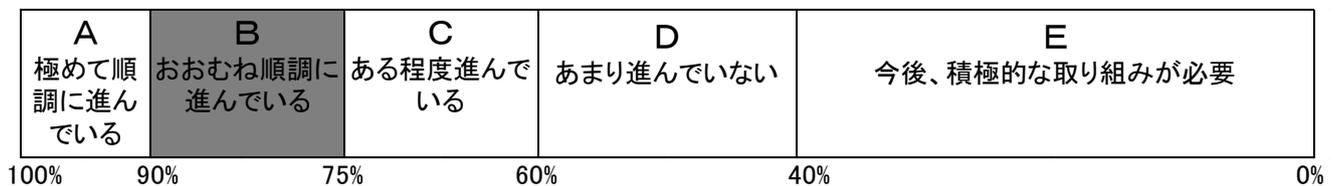
市民立太陽光発電所れんこちゃん3号

※4 ソーラーシェアリング方式

営農しながら太陽光発電設備で発電を行い、太陽エネルギーを発電と作物の育成に分け合う(シェア)する仕組みで新しい都市型農業手法の1つとして注目されています。設置するには設備を支える支柱部分の農地転用や農地の単収の確保などの課題がありますが、平成25年度末に国から指針が出されたことにより、今後の普及が期待されています。

課題	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅用コージェネレーションシステム設置費補助について、平成 26 年 6 月に経済産業省がとりまとめた「水素・燃料電池戦略ロードマップ」では家庭用燃料電池の普及を打ち出しており、今後も設置者の増加が予想されるため、補助率確保に努めていく必要があります。 ・太陽光発電設備設置費補助金制度について、国の補助金制度が平成 25 年度で終了したため、補助金の申請件数の減少が見込まれることから、補助率や補助制度の形態などを検討する必要があります。 ・太陽光発電設備普及啓発基金については、積み立てた基金を活用する補助制度を構築する必要があります。 ・公共施設への太陽光発電設備設置は、26 年度中につつじ学園・(仮称)松浪地区コミュニティセンターに太陽光発電設備及び蓄電池の設置工事に向け「GND基金」の手続きを進める必要があります。また、それに伴う太陽光発電設備や蓄電池などの仕様を始め、工事設計などを決める必要があります。
-----------	--

■担当課による総合評価



■今後の方向性（優先度順）

- ・太陽光発電設備の補助制度については、神奈川県補助要件が太陽光発電設備とHEMSのセットでの設置にしたこと、国の補助制度が平成 25 年度で終了したことから、申請件数の減少が予想されます。国や県の動向を注視しながら、市の補助制度についても適切な形態を検討していきます
- ・太陽光発電設備の普及を続けていくために「茅ヶ崎おひさまクレジット」の普及拡大を図って行きます。
- ・太陽光発電普及啓発基金の補助制度を構築し、実施していきます。

優先的に取り組む施策Ⅲ：協力しよう！地域で取り組む地球温暖化対策

Ⅲ-2: 電気自動車の導入推進

施策	進捗管理指標	目標	実施スケジュール(年度)							
			25	26	27	28	29	30	31	32
電気自動車の導入推進	電気自動車の購入補助件数	50台/年 (平成32年度)	→	→	→	-----▶				
			電気自動車の購入補助							
	公用車における電気自動車の所有割合	3%以上 (32年度)	→	→	→	→	→	→	→	→
			公用車への電気自動車の導入							

■25年度の取り組み状況

目標	<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車購入補助制度の推進【環境政策課】 公用車への電気自動車の導入促進【環境政策課】 								
成果	<p>・電気自動車補助制度を実施し、予算件数の30台を達成しました。また、累積補助台数も67台となっています。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>補助事業名</th> <th>交付額</th> <th>件数</th> <th>交付金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車 購入費補助事業</td> <td>10万円/1台</td> <td>30件 [22件]</td> <td>3,000千円 [2,200千円]</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ []は平成24年度実績</p> <p>・公用車における電気自動車の所有台数は3台であり、公用車への電気自動車導入は進みませんでした。</p>	補助事業名	交付額	件数	交付金額	電気自動車 購入費補助事業	10万円/1台	30件 [22件]	3,000千円 [2,200千円]
補助事業名	交付額	件数	交付金額						
電気自動車 購入費補助事業	10万円/1台	30件 [22件]	3,000千円 [2,200千円]						
課題	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度以降の電気自動車購入補助制度について検討する必要があります。 公用車の買い換え時に電気自動車を導入するよう関係課に働きかけていく必要があります。 電気自動車の導入促進はインフラ設備と合わせて検討する必要があります。 								



湘南エコウェーブ(茅ヶ崎市・藤沢市・寒川町)にて導入した共通パッケージの電気自動車

■担当課による総合評価

A 極めて順調に進んでいる	B おおむね順調に進んでいる	C ある程度進んでいる	D あまり進んでいない	E 今後、積極的な取り組みが必要
100%	90%	75%	60%	40%
				0%

■今後の方向性(優先度順)

・水素を燃料とした燃料電池自動車(FCV)の導入支援制度の検討と合わせて、平成28年度以降の電気自動車購入補助制度の方向性を検討する必要があります。



トヨタ自動車(株)が26年度内に販売開始を発表したFCV

優先的に取り組む施策Ⅲ：協力しよう！地域で取り組む地球温暖化対策

取り組む施策・対策 Ⅲ-3: 地域での発電電力や環境価値を地域で利用する仕組みづくり

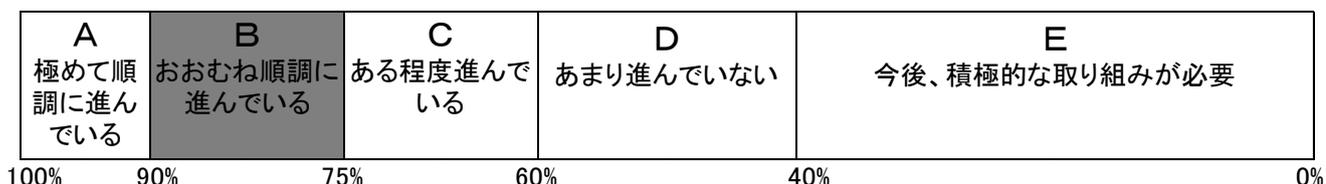
施策	進捗管理指標	目標	実施スケジュール(年度)							
			25	26	27	28	29	30	31	32
茅ヶ崎市太陽光発電クレジット制度の導入	茅ヶ崎市太陽光発電クレジット制度の導入時期	制度導入 (平成 26 年度)	→	→	→	→	→	→	→	→
			制度構築	利用者の募集、運用、改善						

■25 年度の取り組み状況

目標	・茅ヶ崎市太陽光発電クレジット制度を26年度より開始するため、国による制度認証を受ける【環境政策課】
成果	<p>・協働推進事業者である「NPO法人ちがさき自然エネルギーネットワーク」とともに J-クレジット制度全体説明会に参加するとともに、講師派遣制度の活用による講習会の実施等により、NPO法人及び市のそれぞれが制度の習熟に努めました。</p> <p>・J-クレジット制度を開始しようとする組織に対して国が設けていた支援制度を活用し、三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社の支援のもと、制度設計及び制度認定のための申請書作成、必要な審査を経て制度認定手続きを行い、平成 26 年 1 月 10 日の制度認証委員会で「茅ヶ崎おひさまクレジット」として制度認証されました。 (プロジェクト番号 JCS-PJP0005)</p> <p>・制度認証後、平成 24・25 年度に本市の太陽光発電設備補助金を受けた方に対し、制度周知のチラシと加入案内を送付しました。 (送付件数 681 件)</p> <p>※旧制度からの移行特例として、25 年度中に限り 24 年度中の太陽光発電設置者も参加申込みを行うことが可能であったため、24年度の補助金受給者も送付対象としました。</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・「茅ヶ崎おひさまクレジット」の参加者を増やしていくための周知方法を検討する必要があります。 ・クレジット購入企業を探す必要があります。 ・クレジットの還元方法を検討する必要があります。 ・今後継続して事業を行っていくために参加者募集から還元までの流れを確立する必要があります。



■担当課の総合評価



■今後の方向性 (優先度順)

・「茅ヶ崎おひさまクレジット」の参加から還元までのサイクルを確立するとともに、市民参加者とクレジット購入事業者への働きかけを行い、事業の拡大を図っていきます。

■優先的施策Ⅲに対する協議会指摘事項

- 1) この項目では、茅ヶ崎市独自の「温暖化防止アイデア」が示され、オリジナルな施策として注目されるべき部分である。具体的な記載、数値的な比較、今後の方向性について明確な方針が示されている。
- 2) 住宅、事業所、公共施設への再生可能エネルギー等の導入については、今後の地球温暖化対策の中心的役割を果たすはずである。それゆえ、現在の再生可能エネルギーなどの支援策の他、新技術の導入などに対応できるような施策の方向性を示しておくとなお良いのではないかと。併せて、家庭の状況を的確に把握しながら、施策が再考されていくことが望まれる。
- 3) また、本施策全体を通じて、市民参加を促すための(例えば「茅ヶ崎おひさまクレジット」事業への)PR 活動を積極的に行うことが必要であろう。
優先施策Ⅲでは、省エネという言葉も使われているが、それが地球温暖化対策に結びついているといった実感を市民にもってもらうことも重要である。そのため、対策手段のさらなる浸透を目指し、啓発活動や省エネ機器の導入促進に取り組んで欲しい。
- 4) 今後も再生可能エネルギーの導入方法やメニューに工夫を凝らし、市民の注目を集めつつ、協力の実態(活動)を重ねて欲しい。社会的状況の変化により、施策の進展も左右されるが、茅ヶ崎市の実情と支援を積極的に打ち出すメッセージが必要である。

(5) その他の施策の実施状況について

施策の柱1 家庭・事業者における省エネ行動の推進や省エネ機器等の導入支援

施策の方針 1.1 家庭における省エネ行動の推進や省エネ機器等の導入支援

省エネエコライフの促進【環境政策課】

・ちがさき節電コンテスト 2013 の実施

ご家庭での節電の取り組みを応援するため、「ちがさき節電コンテスト」を実施しました。

節電コンテスト実施結果

年度 (西暦)	参加 世帯数	電力削減量 (kwh)	CO2削減量 (kg-CO2)	削減率1位 (%)
24(2012)	26	3,402.3	1,578.7	45.4
25(2013)	9	571.0	299.8	37.7

※24年度のCO2削減量は電力削減量×1,000×0.000464で、25年度のCO2削減量は電力削減量×1,000×0.000525で計算しています。



平成 25 年度は 8・9 月の電気使用量を前年より削減できた世帯を応募対象としました。

平成 25 年の夏は非常に暑かったこともあり、応募世帯数は平成 24 年の 26 世帯から 9 世帯へと減少しましたが、9 世帯の合計で 571kWh(299.8kg-CO2)の削減を行うことが出来ました。

削減率 1 位の世帯は、前年比 37.7%減と大幅な削減を果たしました。大幅な削減を実現した要因は家電の買い換えなどが中心でしたが、必要ないブレーカーを落とすことやこまめな消灯、すだれ・緑のカーテンの活用など、日常の取り組みによる節電を実施している世帯もありました。

また、節電コンテストに参加することにより、意識的な節電が図れたというお声も頂いており、継続して実施することが、地道ですが市域における二酸化炭素の排出抑制につながるものと考えています。

施策の方針 1.2 事業者における省エネ行動の推進や省エネ機器等の導入支援

環境に配慮した農業・漁業の促進【農業水産課】

・農畜水産物の地産地消の取り組みとして地元農産物を扱う店舗数が 1 件増え 25 店舗になりました。

・市内唯一の魚市場である丸大魚市場に対し茅産茅消応援団(※)への参画を呼びかけ、実現しました。

※ 茅産茅消応援団:「茅産茅消」とは「地産地消」(地元のものを地元で消費すること)の茅ヶ崎版のことです。茅ヶ崎青果商組合が主体となり、茅ヶ崎市民が「新鮮な」茅ヶ崎産農産物を「いつでも手軽に」消費できることを目指して、地産地消の周知等の取り組みを行っています。



茅ヶ崎産野菜の販売日やイベントで掲げられているのぼり旗

(5) その他の施策の実施状況について

施策の柱2 再生可能エネルギーの積極的導入支援

施策の方針 2.1 太陽光発電設備の導入支援や普及のための仕組みの構築

太陽光発電設備・太陽熱利用設備の導入支援【環境政策課・産業振興課】

補助事業名	交付額	実績件数	交付金額	出力合計	CO ₂ 削減効果
太陽光発電設備設置費補助金(戸建て住宅)	1万円/1kW (上限4万円)	337件 ※[417件]	11,768千円 [39,562千円]	1345.76kW [1616.27kW]	706t [749t]
太陽光発電設備設置費補助金(共同住宅)	1万円/1kW (上限9.9万円)	4件 [制度なし]	244千円 [制度なし]	24.54kW [制度なし]	12t [制度なし]
太陽光発電設備パワーコンディショナ(※1)交換費補助金	税抜価格の20% (上限6万円)	0件 [0件]	0千円 [0千円]		
家庭用太陽熱利用設備(※2)設置費補助金	5万円/1台	2件 [2件]	100千円 [100千円]		

※ []は平成24年度実績

※CO₂削減効果は、太陽光発電設備1kw当たりの年間発電量を1,000kwhと想定(新エネルギー財団による統計調査)し、排出係数は環境省発表の平成25年度東京電力実排出係数0.000525として算出しています。

・太陽光発電設備設置費補助金(戸建て住宅)において、交付金額が大幅に減額となった要因としては、平成24年度までは市が県の補助金と合わせて申請者に交付していましたが、平成25年度から県が独自制度を開始し、県補助金分の支出(20,800千円)がなくなったこと、また、太陽光発電設備の普及に伴い設備価格が年々下落していることから、市の補助単価を1.5万円から1万円に、上限額を5.2万円から4万円に減額したことが挙げられます。

・太陽光発電設備パワーコンディショナ(※1)交換費補助金については、広報紙やタウン紙を活用し周知啓発に努めましたが補助実績は0件でした。補助対象が、平成21年3月以前に設置した太陽光発電設備のパワーコンディショナであり、世間一般では耐用年数10年と言われているため、今後の申請が見込まれます。

・ビルドアップ・茅ヶ崎

事業者向けの支援策として、「茅ヶ崎市企業等立地等促進条例」に基づき、①企業等が茅ヶ崎市内に新設等をして事業を開始した場合の「立地支援」、②茅ヶ崎市内の企業等が、事業の維持・拡大のために、一定額以上の設備を導入した場合の「設備投資支援」、③茅ヶ崎市内の企業等が太陽光発電設備等を設置した場合の「地域貢献支援」などを実施しており、いずれも固定資産税の税制優遇措置をとっています。

25年度は4件の実績がありました。

※1 パワーコンディショナ:太陽光発電システムや家庭用燃料電池により発電された電気を家庭などの環境で使用できるように交換する機器のことです。ソーラーパネルなどから流れる電気は通常「直流」ですが、家庭で用いられている「交流」に変換することで、通常利用可能な電気にすることができます。

※2 太陽熱利用設備:太陽からの熱エネルギーを使って温水や温風を作り、給湯や冷暖房に利用するシステムのことです。

施策の方針 2.2 その他の再生可能エネルギーの導入推進の検討

・環境事業センターでは、ごみの焼却処理時に発生する約900度の温度を持った排ガスから、廃熱ボイラにより蒸気を発生させ、その蒸気をタービン発電設備に送り発電しています。

発電した電力で、施設内で消費する電力を賄い、余った電力5,192,880kwhを東京電力(株)に売電しました。

また、その他熱源として場内の給湯及び冷暖房用に使われ、さらに場外の温水プールでも使用されます。

(5) その他の施策の実施状況について

施策の柱3 低炭素型まちづくりの推進

施策の方針 3.1 低炭素型都市システムの構築

市民・利用者に使いやすい交通システムの推進【都市政策課】

・コミュニティバス北部循環市立病院線の運行改善、新たな交通システムの導入
予約型乗合バス(※1)事業を平成25年12月より小出地区にて開始しました。



予約型乗合バス

自転車利用の促進【都市政策課】

・サイクルアンドバスライド(※2)の継続

長期間置いたままの自転車を撤去するなどして、利用者が快適に使えるよう継続して実施しました。また、需要が高い地区への新設を検討しました。

※1 予約型乗合バス:個々の利用者の要求を受け、全体の運行効率を考慮しつつ乗合を発生させながら運行するバスのこと。

※2 サイクルアンドバスライド:バス停まで自転車で行き、バス停付近の駐輪場に自転車を止め、バスに乗り換えるシステム。

施策の方針 3.2 みどりの保全・再生・創出

みどりの保全【景観みどり課・環境政策課】

・茅ヶ崎市自然環境評価調査において特に重要な地域(生物多様性の保全、生態系ネットワークの核(コア))となる地域の1つである清水谷の保全管理計画を平成26年3月に作成しました。

・コア地域の1つである「赤羽根十三区」について特別緑地保全地区の候補地選定に向けた地籍調査を実施しました。

・保存樹林への助成を33件(25,342千円)実施しました。

助成により築造された生け垣

みどりの再生・創出【景観みどり課・公園緑地課・環境政策課】

・生け垣築造への助成を7件(691千円)実施しました。

・グリーンバンク制度を活用した配布を15件、44本行いました。

・公共施設27施設において緑のカーテンを実施しました。



施策の方針 3.3 ヒートアイランド対策の推進

ヒートアイランド対策の推進【環境政策課・景観みどり課・道路管理課・道路建設課】

・「緑のカーテン事業」は、25年度374世帯の応募があり、当選した200世帯に対して1世帯につき4株のゴーヤの苗を配布しました。

・緑のカーテン実施者へのアンケートでは、地球温暖化対策を「より取り組もうと思った」や「取り組むきっかけとなった」という回答が81%に達しました。



市民の方から寄せられた緑のカーテンの写真

(5) その他の施策の実施状況について

施策の柱4 循環型まちづくりの推進

施策の方針4.1 4Rの推進

本市では、発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用と熱回収(リサイクル)の3つのRに、要らないものを買わない・断る(リフューズ)を組み込んだ4Rを実践することにより、地域環境や地球環境に負荷を与えない資源循環型社会の構築を目指し、以下の優先度で取り組んでいます。

1. リフューズ(要らないものを買わない・断る)の推進【資源循環課】

- ・事業者への呼びかけにより、大型店2社3店舗が無料レジ袋提供を廃止しました。
- ・大型店におけるレジ袋辞退者数は年間のべ約607万人で、前年度比約27%の増加となりました。また、市政アンケート調査では回答者の68%の人がレジ袋の辞退に協力していると回答しており、市民生活に確実にマイバッグ持参が根付いてきています。

茅ヶ崎市大型店連絡協議会加盟店舗でのレジ袋辞退者数の推移



2. リデュース(ごみの排出を抑制する)の推進【資源循環課】

- ・生ごみ処理容器(※1)、家庭用生ごみ処理機(※2)の普及を推進し、生ごみの排出量を抑制することができました。

普及状況について	24年度実績	25年度実績	25年度目標
生ごみ処理容器の販売個数	144 個	120 個	230 個
家庭用生ごみ処理機の補助台数	40 台	25 台	25 台



生ごみ処理容器(地上式)

※1 生ごみ処理容器:土の中にいる微生物等の「発酵・分解」の働きにより生ごみを堆肥に変える手伝いをする容器のことで、効果としては、ごみ袋に使われる石油資源の節約、運搬の際のガソリンの節約、焼却炉で焼却効率が上がるなどが挙げられます。

※2 家庭用生ごみ処理機:手動式と電動式があり、生ごみ処理容器と同様に微生物等により生ごみを堆肥に変えます。生ごみ処理容器より高価ですが、微生物の働きを活性化させるなどの機能が充実しています。

- ・生ごみ処理容器購入者等へアンケートを実施したところ、有効回答の約91%の方が「使い続けたい」と回答しました。また、自由記入欄に「他のごみの分別も考えるようになった」という回答もあり、市の補助によるごみの排出抑制の効果が伺えます。

(5) その他の施策の実施状況について

3. リユース（繰り返し使う）の推進【資源循環課・環境事業センター】

- ・再使用可能な大型ごみリサイクルによるリユース家具の提供

環境事業センター内にあるリサイクル品展示室で抽選により提供しました。

当選者の方には「茅ヶ崎市ごみ減量化・資源化基金」への募金をお願いしました。

提供申込件数:2,826 件[24 年度は 2,815 件] リサイクル品展示室寄付金:46,783 円[24 年度は 49,439 円]

- ・不用品登録制度(※1)による不用品の再利用を促進し、486 件の制度利用がありました。[24 年度は 635 件]

※1 不用品登録制度:まだ使えるのに不用になったもの・眠っているもの・捨てるものを市へ登録し、必要な方へ引き渡す制度のことです。

4. リサイクル（資源として再生利用する）の推進【資源循環課・環境事業センター】

ごみの減量や分別に関する情報提供【資源循環課・環境事業センター】

- ・適正分別のための情報提供

「ごみ通信ちがさき」(年 2 回発行・全戸配布)等により資源物の適正分別について広く周知できました。

特に平成 24 年度からびん・かん・ペットボトルをコンテナやネットで収集を開始したことについて周知し、資源率上昇に寄与しました。



ごみ通信ちがさき秋号(平成 25 年 10 月 1 日発行)

主な内容

- ・平成 25 年 10 月 1 日から使用済小型家電の回収が始まります。
- ・ごみ集積場所を荒らすカラスにお困りではありませんか。
- ・平成 25 年 3 月に「茅ヶ崎一般廃棄物(ごみ・生活排水)処理基本計画」を改定しました。
- ・生ごみ処理容器・家庭用生ごみ処理機を利用し、ごみの減量化にご協力ください。

- ・25 年度 10 月から開始した使用済小型家電の回収(※2)については、市民からのご理解・ご協力のもと当初の予定を大きく上回る回収量を実現しました。また、複数の地域集会施設への回収ボックス設置を検討・協議し、平成 26 年 4 月から新たに 8 施設で設置できることとなりました。

使用済小型家電の回収量:942kg(当初の予定数量:281kg)

- ※2 使用済小型家電の回収:携帯電話などの小型家電には鉄や銅の金属のほか、金や希少金属(レアメタル等)が利用されていますが、ごみとして捨てられたり、家庭で眠ったままになっています。市では、大切な資源をリサイクルするため、使用済小型家電の回収を行っています(「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」(小型家電リサイクル法)が平成 25 年 4 月 1 日に施行)。

施策の方針 4.2 事業系一般廃棄物の排出抑制・資源化の推進

事業系一般廃棄物の排出抑制・資源化の推進【資源循環課・環境事業センター】

- ・「4R推進事業者行動協定」について、先進都市である千葉市や横浜市の情報を収集しました。
- ・多量排出事業者(年間約 60t 以上)の減量化等計画書について、先進都市である神奈川県内 19 市町の情報を収集し、その中の 9 市を参考に協定文書や実施方法を検討しました。また、多量排出事業者訪問時に減量化等計画書の協力について通知しました。
- ・環境事業センターにて、事業系一般廃棄物の搬入物調査を寒川町と連携して 12 回実施し、排出及び搬入状況について把握しました。搬入物調査では、26 社調査し、口頭指導を 4 回実施し、直接指導を 3 回実施しました。

(5) その他の施策の実施状況について

施策の柱5 普及啓発や情報発信、連携・協働の仕組みづくり

施策の方針5.1 市民・事業者への普及啓発や情報発信

環境に関するイベント・講座の実施【環境政策課】

・「ちがさき環境フェア 2013」を実施

出店店舗にリユース食器使用の協力、来場者にマイカップ持参を呼びかけ、出店者・来場者も一緒に環境へ配慮できるイベントを実施しました。

図書館で貸出利用が終了した古本を用いた古本市、環境事業センターの協力リサイクル家具の抽選会、リサイクル自転車の販売を行い、循環型のまちづくりへの推進を促進しました。

・市民や事業者を対象とした環境に関する講座や施設見学会の開催

湘南エコウェーブ(※1)の事業として計2回、環境に関するエネルギー関連施設の見学会を実施しました。

①親子を対象として、東京ガス磯子LPGガス工場と食品生産工場(日清オイリオ磯子工場)の2施設を見学しました。(参加者44名)

②広く市民を対象として、かわさきエコ暮らし未来館のメガソーラー、川崎の天然ガス発電施設、横浜の風力発電施設(ハマウイング)の3施設を見学しました。(参加者31名)

※1 湘南エコウェーブ:茅ヶ崎市、藤沢市、寒川町の2市1町が連携して環境活動に取り組むプロジェクト。未来を担う子どもたちに湘南の豊かな環境を伝えようと地球温暖化防止を目的に様々な活動をしています。



①親子環境バスツアーの様子



②施設見学の様子

環境市民会議「ちがさきエコワーク」と市の協働で計2回、施設見学会を実施

③親子を対象とした環境バスツアーを実施し、かわさきエコ暮らし未来館のメガソーラーと麒麟ビバレッジの2施設を見学しました。(参加者40名)

④資源循環型社会づくりを学ぶため、昭和電工(株)とペトリファインテクノロジー(株)の2施設を見学しました。(参加者20名)



③体験コーナーでの様子



④工場見学の様子

環境教育の実施【環境政策課・学校教育指導課】

- ・スクールエコアクション(学校版環境マネジメントシステム)(※2)の推進

「ちがさき環境フェア 2013」で中学校 2 校の活動発表会実施

25 年度から市内各中学校及び教育委員会の協力により発表会を実施しました。赤羽根中学校と田蔵中学校 2 校の生徒が日頃の環境活動を発表し、活動の様子を学校外へ発信しました。また、発表校同士でお互いの取り組みを共有し合うことで、自校における今後の取り組み内容のさらなる充実を図る場となりました。

※2 スクールエコアクション(学校版環境マネジメントシステム):学校において、児童・生徒等が環境に配慮した生活様式を習得できるよう、各学校がそれぞれの環境活動の方針や目標等を設定し、その達成を目指して継続的に活動に取り組んでいくシステムや取り組み



- ・小中学校の環境活動の掲示

市内各小中学校で日頃取り組んでいる環境活動をまとめた模造紙や壁新聞等を環境フェア中、コミュニティホールに掲示しました。通常は各学校の廊下等で掲示されているものを環境フェアで一斉掲示することで、市内外から来られる多くの方々へ学校での環境活動を発信しました。



- ・小中学校における環境に関わる学習への支援

市職員による学校での出前授業を実施

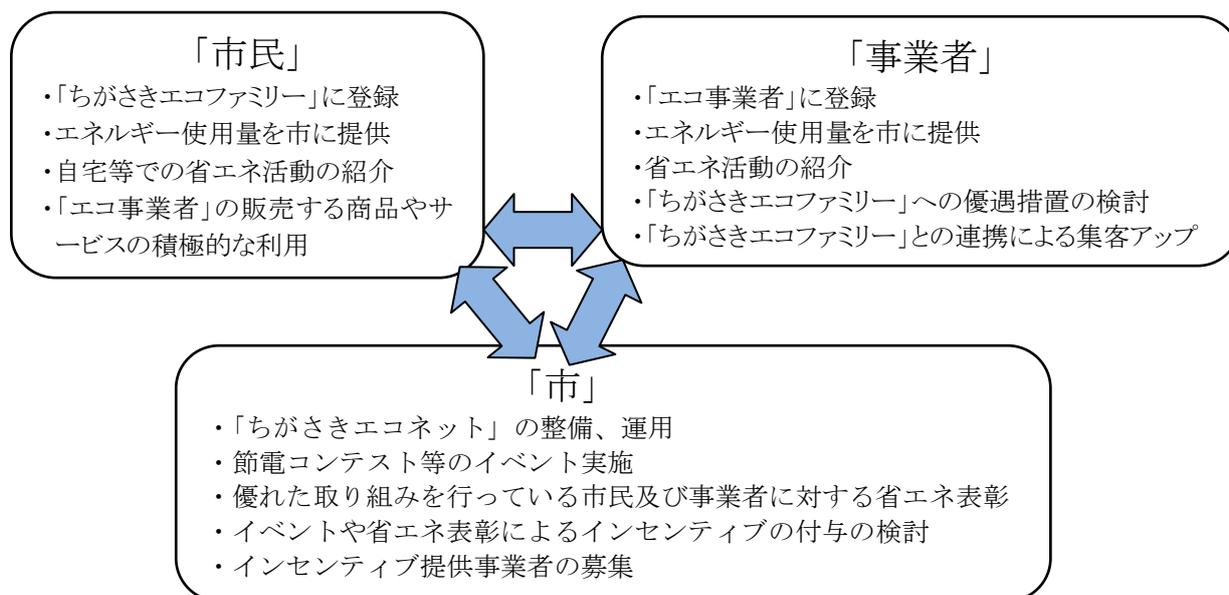
学校での環境学習の支援として市役所の職員が市内小中学校にて出前事業を実施しています。平成 25 年度は計 11 回(環境政策課 2 回、環境保全課 1 回、資源循環課 1 回、景観みどり課 7 回)実施しました。

施策の方針 5.2 市民・事業者・市による連携・協働の仕組みづくり

市民・事業者・市による連携・協働の仕組みづくり【環境政策課】

- ・ポータルサイト等を利用した市民・事業者向けの環境情報ネットワークの構築

「ちがさきエコネット」:市民・事業者向けに環境に関する情報提供を行うポータルサイト。会員が入力するエネルギー使用量のデータにより家庭部門の二酸化炭素排出量を把握することを目指します。会員専用ページには家庭生活での二酸化炭素排出量や削減量の計算が可能な「環境家計簿」や、会員が相互に情報交換できる掲示板「コミュニケーション」などのコンテンツを設けます。



■その他の施策の実施状況について全般に対する協議会指摘事項

- 1) この項目は、温暖化防止を軸に、市の施策の横断的な再編可能性が含まれ、大いに注目される。いわゆる縦割り行政を乗り越え、各課協力の仕組みが展望できるという意味で、挑戦的な評価事項となり得る。自治体の「報告の取り組み」として評価したい。ただし、他課のコメントの転載に止まらず、温暖化防止に集中した記載を工夫して欲しい。
- 2) 家庭における省エネ行動の推進や省エネ機器等の導入支援について、太陽光発電設備のパワーコンディショナ交換費の補助事業は他市にない取り組みであり、今後申請が増えていくことが見込まれるため、引き続き推進して欲しい。

一方で、節電コンテストの参加者が少ないのが気になる。参加者を増やすため、広報紙等による周知はもとより、学校単位での参加など、参加者を増やす周知方法の工夫が必要であろう。また、家庭の省エネルギー機器については、事業者と連携しさらに積極的に情報発信や啓発活動を行うべきである。

他方で、事業者における省エネ行動の推進については、効果として認識しうる施策の表現方法が求められる。地産地消(茅産茅消)、商店街街路灯・防犯灯のLED化、事業所の節電、ハイブリッド車の導入、自動スイッチ、照明のLED化などの取り組みについて、効果や成果が分かるようにして欲しい。そして、これらへの支援も検討の余地があるといえる。
- 3) 低炭素まちづくりの推進については、自転車利用を推奨しているが、茅ヶ崎市の場合は車道がそれほど広くなく、車も多いことから、自転車の適切な通行を目指すことで新しい課題を生み出している。自転車の利用を促進するならば、自転車道・駐輪場の整備、地下道の出入り口の歩道との接続等、諸条件を組み合わせた施策となるべきであろう。
- 4) 循環型まちづくりの施策(4Rの推進)については、リフューズの意識づけを強調しつつ、優先度をつけて進めるのはどうか。また、今後も、消費者、商業者、行政が連携してエコ・シティづくりを進めて行く必要がある。リデュースについては、生ごみ処理機・容器の使い方の体験型講習会を実施し、理解を深めることが普及につながるのではないかと。
- 5) 普及啓発や情報発信、連携・協働の仕組みづくりは、本計画の成否に直結する。市民・事業者への低炭素型ライフスタイルの啓発が極めて重要である。具体的な啓発活動を整理、企画し、それらを本協議会として検討する必要があるだろう。また、温暖化対策は、あらゆる主体が協働して取り組まなければならない。しかし、実際には行政の各担当部署の実行力に委ねられているのが現状である。市域各分野の組織・団体と行政が一体となって推進する体制づくりの検討が必要であろう。
- 6) 本項目は、全体として、それぞれの施策の実施状況は具体的で分かりやすい。ただし、市民にとっては、自分が参加した活動がどのように地球温暖化防止に繋がっているかが必要な情報であるはずだ。こうした情報の提示方法にも工夫をして欲しい。

茅ヶ崎市行政の取り組み（事務事業編）



3 茅ヶ崎市行政の取り組み（事務事業編）

(1) 温室効果ガスの削減目標

■ 計画期間及び削減目標

茅ヶ崎市行政の取り組み（事務事業編）の計画期間は、平成 25 年度から平成 32 年度までの 8 年間とします。

基準年度	目標年度	温室効果ガス削減目標	
平成 22 年度 (2010 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	総排出量	20%削減
		市施設の事業活動による排出	15%削減
		一般廃棄物処理による排出	25%削減

■ 削減対象とする温室効果ガス

事業者としての市の取り組みにおいて削減対象となる温室効果ガスの種類と排出源は次表のとおりです。

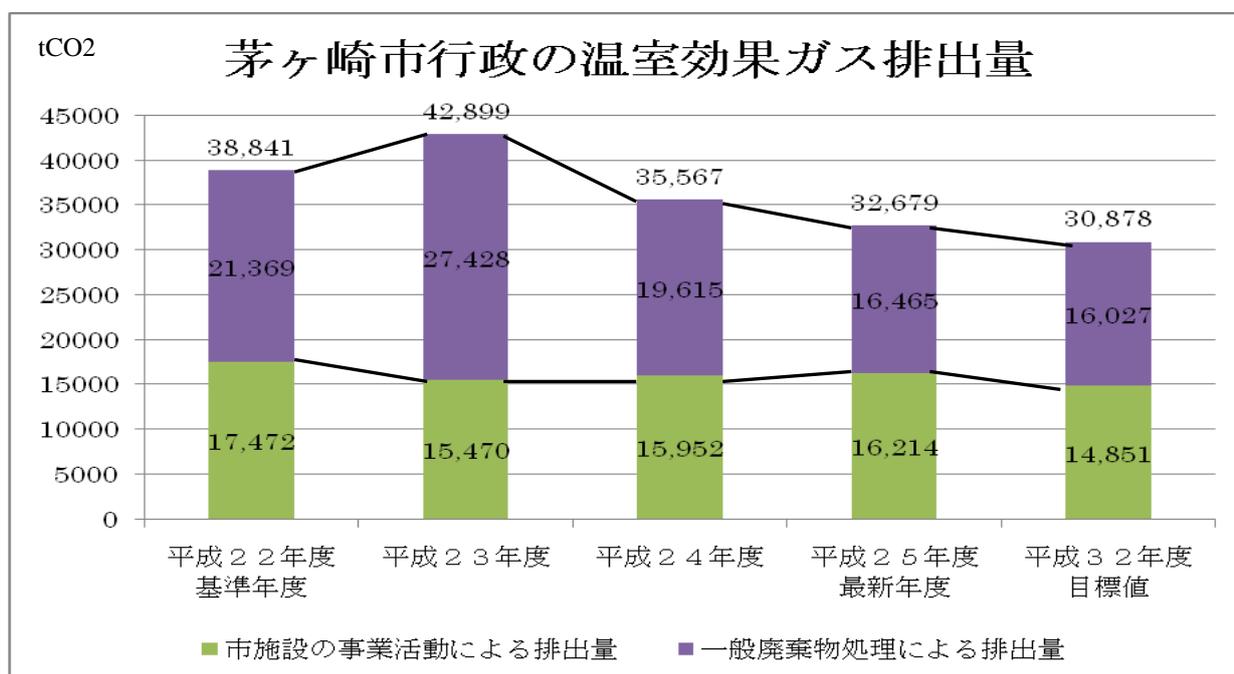
(排出削減対象温室効果ガス一覧表)

種類	主 な 排 出 源
二酸化炭素 (CO ₂)	燃料の焼却 (公用車・暖房器具・ボイラーなど) 電気の使用 一般廃棄物の焼却
メタン (CH ₄)	自動車の走行 下水の処理 一般廃棄物の焼却
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行 下水の処理 一般廃棄物の焼却
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコンの使用 (廃棄)
パーフルオロカーボン (PFC)	現状排出なし
六フッ化硫黄 (SF ₆)	庁舎等の変圧施設に設置されている電気機械器具の廃棄等

(2) 温室効果ガス排出の状況

単位:tCO2

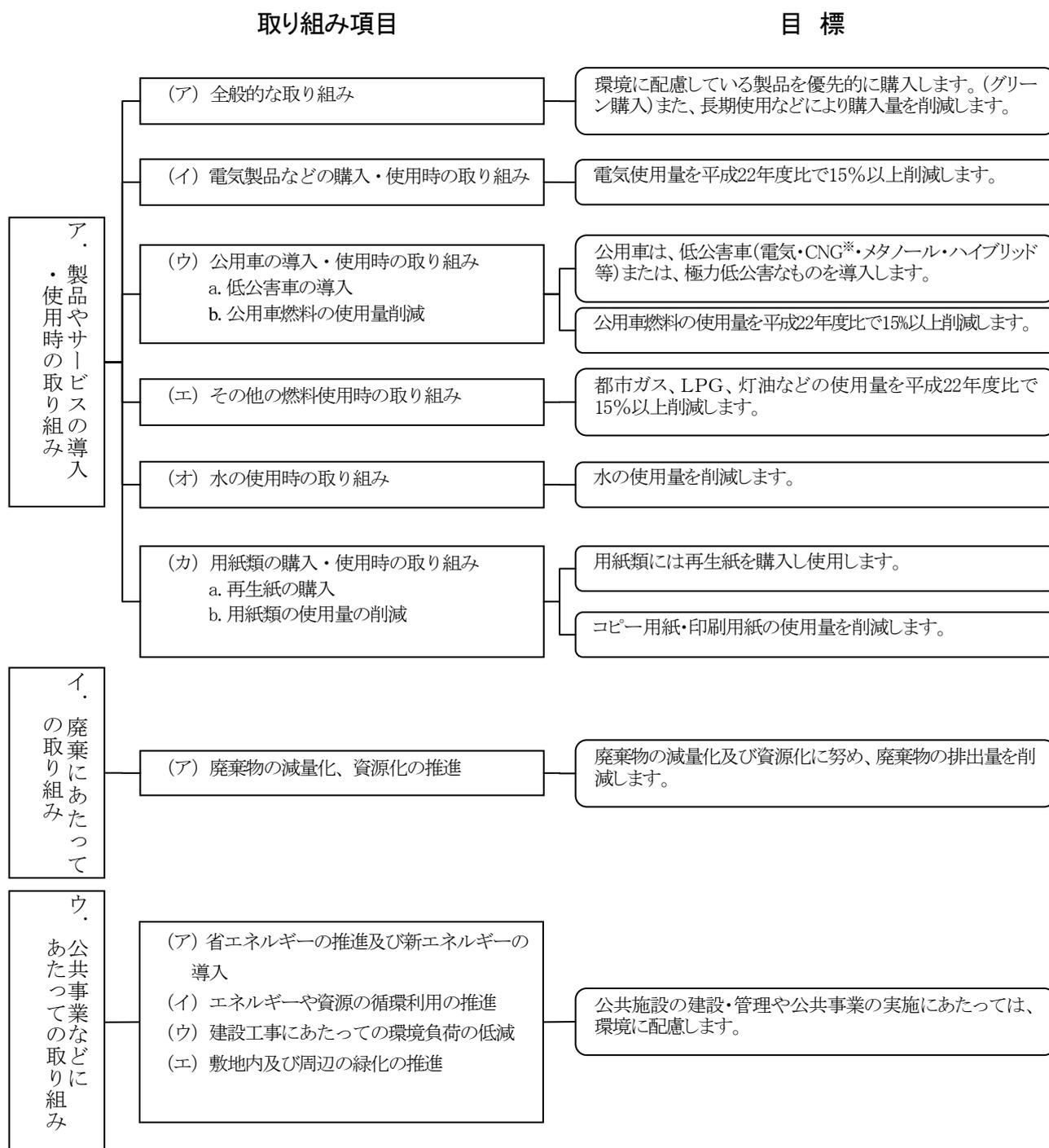
部門	基準年度		平成 24 年度 (2012 年度)	最新年度		目標値
	平成 22 年度 (2010 年度)	平成 23 年度 (2011 年度)		平成 25 年度 (2013 年度)	基準年度比	平成 32 年度 (2020 年度)
	燃料の使用	4,797		4,836	4,807	4,801
電気の使用	12,659	10,619	11,130	11,399	90.0%	10,760
自動車の走行	12	12	11	11	91.7%	10
HFC 封入エアコンカー エアコンの使用	3	3	3	3	100.0%	3
廃棄物	21,369	27,428	19,615	16,465	77.1%	16,027
合計	38,840	42,898	35,566	32,679	84%	30,877



■ 25 年度の排出状況等の特徴

- ・二酸化炭素排出量は、平成 22 年度(基準年度)比 16%の削減を達成しました。
- ・市施設による排出削減量は基準年度比 7%減、一般廃棄物処理による排出は基準年度比 22.9%減となっていますが、この要因としては 24 年度から全市的に開始された容器包装プラスチックの分別収集により、25 年度もごみ及び廃プラスチック焼却量の減少傾向が続いている結果、廃棄物による温室効果ガス排出量の減少に繋がっていると考えられます。
- ・燃料の使用による排出量は基準年度比で 0.1%増加していますが、この要因としては、公用車燃料の使用量増加していることがあげられます。また 25 年度は例年になく降雪などに対応するため、例年よりも多くの燃料使用が見受けられました。
- ・現在の温室効果ガス排出削減は廃棄物によるものが多く、市の事業による排出削減をより一層推進していくことが求められます。

(3) 取り組み体系図



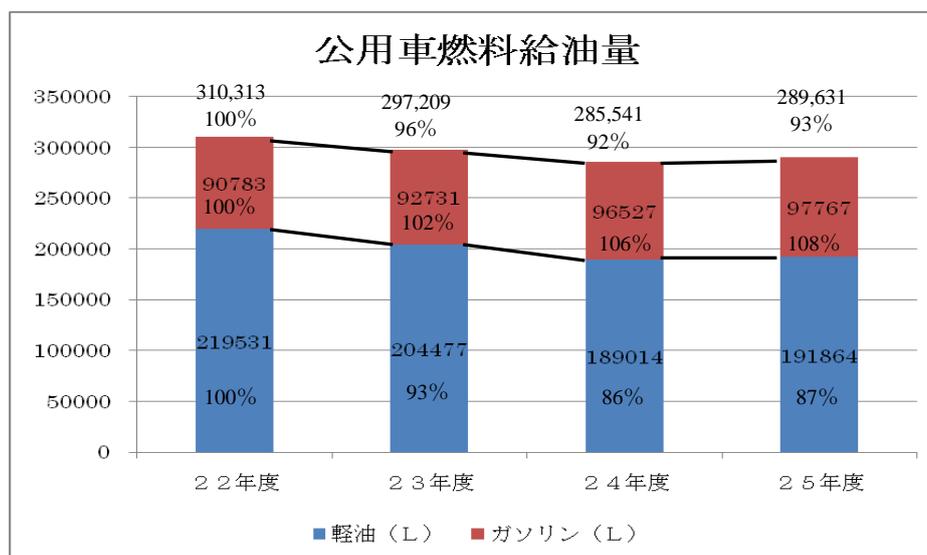
(4) 各取り組みの実施状況について

製品やサービスの導入・使用時の取り組み

・公用車の給油量

平成 25 年度の公用車給油量はガソリン 97,767 リットル、軽油は 191,864 リットルでした。

公用車 給油量	軽油 (L)	ガソリン (L)	計 (L)	基準年度比 (軽油)	基準年度比 (ガソリン)	基準年度比 (計)
22 年度	219,531	90,783	310,313	100%	100%	100%
23 年度	204,477	92,731	297,209	93%	102%	96%
24 年度	189,014	96,527	285,541	86%	106%	92%
25 年度	191,864	97,767	289,631	87%	108%	93%



・LED 照明の導入

小出支所(事務室以外部屋)や小学校7校(トイレ照明)などに LED 照明を導入しました。

・防犯灯事業における LED 灯具の導入

LED 灯具設置数 809 灯

(平成 25 年度末の防犯灯 LED 化率=2,919 灯/13,999 灯(約 21%))

・空調機器の温度設置と輪番停止

市役所本庁舎及び分庁舎の空調温度設定を冷房 28℃、暖房 19℃とし冷房については、電力需要がピークとなる午後1時以降に各フロア 15 分単位の輪番停止を 1 日 2 回実施しました。

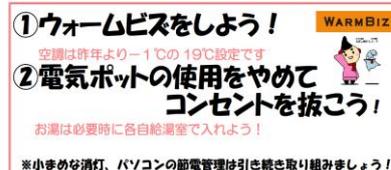
また、夏期と冬期を節電強化月間とし、ちょっとしたエコな活動「ちょこエコ」を呼びかけました。

・ペーパーレス会議の実施

環境調整会議において、配布する資料を事前にメール配信、会議当日はパワーポイントを活用することで紙配布を次第のみとするペーパーレス会議を実施しました。

また、同会議において平成 26 年 3 月にタブレット端末を活用したペーパーレス会議を試行的に行いました。

冬季 節電強化月間のちょこエコ
12月2日(月)~3月31日(月)まで



冬季のちょこエコ



ペーパーレス会議の様子

廃棄にあたっての取り組み

・使用済小型家電回収ボックスを10月より市内16箇所に配置しました。

使用済小型家電回収ボックスを設置し、当初予定回収量(281kg)を上回る942kgを回収しました。

・不要品登録制度

486件の活用がありました。

・給食残さをたい肥化し、栽培した野菜の提供

市内農業団体に事業委託し、給食残さを使ったぼかし堆肥づくりとその堆肥を使い農産物を栽培、市内近隣小学校3校の学校給食への提供を実施しました。



小型家電回収ボックス

公共事業などにあたっての取り組み

・エコオフィス賞を実施

平成25年度のエコオフィス賞表彰を行い鶴が台保育園の「園児や保護者を巻きこんでの保育園のエコ活動」が表彰されました。

鶴が台保育園活動(一例)

●園内の職員をグループに分け、エコに関する事に取り組むメンバーを決めて意見を出し合い分担して計画や実施に取り組む。

①エコキャップ運動は、円蔵中学校のボランティアの学生に保育園に来てもらい、回収されたキャップ約800個で予防接種1人分の注射代になる等活用方法の説明をもらった。

②子ども達が作ったエコキャップ回収ボックスに集められたキャップは、年長児が100マスボードで個数を数え、園だよりにて報告をしている。



中学生がエコキャップ集めの説明



100マスボードでエコキャップ数え中



エコキャップ回収ボックス

・指定管理者による環境配慮活動の表彰制度の創設

指定管理者による公共施設の優良な環境に対する取り組みを表彰する制度「エコ管理賞」を創設しました。

■茅ヶ崎市行政の取り組み（事務事業編）全般に対する協議会指摘事項

- 1) 事務事業編の主旨として、市の実績とそれに対する評価の報告は、これで十分であると感じられる。その中でできる限り、茅ヶ崎市の努力が表現されればなお望ましいのではないだろうか。温室効果ガス排出量の状況として、次の点を強調するべきだ。まず、実質的な行政の事業活動での基準年度比のCO₂排出量削減は7%であったこと、全体のCO₂排出量が16%削減できたのは市民から出される焼却廃棄物が減少したためであること、そして、この市民の協力により焼却時に発生するCO₂排出量が22.9%削減したためであること、この3点である。
- 2) 茅ヶ崎市庁舎電力使用量の削減は経年的に見ると限界に達していると思われる。新庁舎建設にあたり省エネ、再生エネルギー使用を駆使した設備を導入して欲しい。また、市庁舎以外の施設ではエネルギー使用量の削減、電気使用量削減、省エネに向けてのきめ細かい対応が必要である。専門的なエネルギー診断員や節電・省エネアドバイザー、使用者側の意見を聴取して推進して欲しい。さらに、今後の取り組みの視点として、生ゴミの堆肥化の促進や民間での取り組みを吸収できる仕組みの取り入れなどが必要ではないだろうか。
- 3) なお、報告書についても公用車の給油量の増減内容や削減対象の温室効果ガスの記載の代わりに、温室効果ガス削減対象となる施設を記載するとより分かりやすいのではないか。市民に対し省エネルギーを勧める茅ヶ崎市として、自らの取り組みや成果を積極的に公開する姿勢は大変良いと思う。市民は特に、行政の取り組みが見えにくく、分かりにくいいためこの努力を継続して欲しい。

**茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画
年次報告書(平成26年度版)に対する答申**

平成 27 年 2 月 12 日

茅ヶ崎市温暖化対策推進協議会

はじめに

茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画に関し、本協議会はその評価のための真剣な審議を実施して参りました。2014(平成 26)年度は、協議会設置の初年度であり、市長からの諮問への答申を作成する初めての機会でもありました。

2013年3月に策定されたこの計画の特徴は、次の点にあると考えられます。第1に、「地球温暖化防止に貢献する自治体」としての茅ヶ崎市の方針を、A)市域レベル、B)事業者としての自治体レベルにわけ、それぞれの目標と取り組みを明示したことです。第2に、計画が縦に関係づけられていること、つまり、総合計画から環境基本計画へとつづく施策の整合性がさらに延伸された形で、本計画が設定されていることです。第3に、計画の横のつながりと影響が想定されていること、つまり、庁内各関連部署の計画が参照され、場合によっては本計画が後から策定される計画に参照される等、計画間の適合関係が意識されていることです。こうした計画策定の実際が、結果として、温暖化防止の意味ある施策につながり、さらには温室効果ガスの排出削減という成果に結びつくだろうとの期待は、大きいものとなりました。

しかし、計画は、実行に移され、効果が明らかにされ、その評価がなされてこそ、現実的な意味を有すると言えます。そして、着実に、温暖化防止のための貢献が果たされなければなりません。おそらく、このプロセスで重要となる要素の一つは、茅ヶ崎市が実行し、明らかにした効果を、本協議会が評価するという流れです。したがって、本協議会は、計画の実行の実態、効果の有無とその要因を平成26年度版年次報告書(平成25年度報告)から読み取り、それぞれに対して指摘事項をまとめました。

諮問内容にもとづき、本協議会がまとめた指摘事項は、以下の6項目です。

- 1 茅ヶ崎市の温室効果ガス排出量について(年次報告書6ページ)
- 2 優先的に取り組む施策Ⅰについて(同10～13ページ)
- 3 優先的に取り組む施策Ⅱについて(同14～17ページ)
- 4 優先的に取り組む施策Ⅲについて(同18～23ページ)
- 5 その他施策の実施状況について(同25～32ページ)
- 6 茅ヶ崎市行政への取り組みについて(同33～38ページ)

各項目の記述は、後のページに記載しています。ご一読いただき、今後の計画推進に繋げて下さればと思います。

本協議会指摘事項の主要な論点をあげておきます。

- 1) 地球温暖化対策の重要性は大きく、それゆえ、適切な予算配分とともに本計画の着実な遂行を継続していただきたい
- 2) 本計画の市域全体への浸透を考慮すれば、引き続き、市民にとって分かりやすく、使いやすく、正確な基礎情報を公開していただきたい
- 3) 計画や報告における記述は、誰が主語か、誰が目的語となっているのか等を明確にし、「伝わる

メッセージ」への工夫を続けていただきたい

- 4) 年度ごとに計画の評価や見直しを求めるとき、年度ごとの明確な目標が必要であり、それはどのように設定されるべきか、検討を継続していただきたい
- 5) 年度ごとに計画の評価や見直しを求めるとき、反省に基づく計画や施策の改善は、次年度にどのように位置づけられるか、今後も考えていただきたい
- 6) 本計画の縦横の関連づけは意義あるものと思われ、これからも庁内で維持・継続し、さらなる進展を遂げていただきたい

さて、本答申は、担当課のサポートのもと、委員各位の尽力の成果としてまとめられたものです。したがって、上述の通り、今後の計画の遂行や推進のために、活用していただくことを求めます。あわせて、指摘事項に対しては、その後どのような対処をしたか分かるようにしてください。このような意見(情報)の循環が、首長・自治体と協議会との意味あるコミュニケーションに繋がることを強く希望します。

以上の各種事項に関して、茅ヶ崎市長のご理解とご協力を賜ることができれば幸甚に存じます。よろしく願い申し上げます。

平成 27 年 2 月

茅ヶ崎市温暖化対策推進協議会 会長 山田 修嗣

1. 茅ヶ崎市の温室効果ガス排出量について

2012年度のデータ公表、特に、実数に基づく実態に近い排出状況が分かる点はとても良いと考えられる。また、事務局の当初の予想に近い実態になっていることも窺えることから、計画策定時の将来見通しが合っていたこと、施策展開に意味があることも分かる。

しかし、結果の表示に止まるのではなく、増減要因を示し、各部門への望まれる対策などの記載があるとよい。

特に、民生家庭・民生業務部門への働きかけについては、市民が読んでも分かるデータを記載し、地球温暖化の危機感を訴えていくべきであろう。それとともに、普及啓発だけで成果を得るには限界があるため、市民レベルでの排出削減を促す制度（たとえば、経済的なインセンティブに代表される仕組み）が必要である。

2. 優先的に取り組む施策 I について

優先施策 I は、情報提供と情報収集に関する事項ゆえ、その継続と見直しを慎重に進めていくべきである。

本協議会としては、このテーマについて行政との綿密な協議と計画の進捗や評価に対する議論を続けていくことを考えており、優先施策 I については施策ごとの目標年次での着実な実行を強く期待する。

温室効果ガス削減効果の発信や、市民への情報提供は分かりやすさに重点を置くべきである。ちがさきエコネットは、運用開始を目指すだけでなく、市民や事業者の方々にいかに有益な情報を発信し、活用していただくか、また、いかに広め、どのように継続発展させていくかという観点に重点を置くべきである。エコネットを使いやすく提供するため、コンテンツの充実を目指して設計し、参加しやすい仕組みにして欲しい。また、意識調査は、市民から具体的な省エネ行動の実施内容と結果を報告してもらうよう求めるべきである。調査の実施方法、調査内容及び結果の公開の仕方について、当協議会で検討する必要がある。

エコ事業者表彰については、多くの事業者に応募いただくため、応募要領は簡素化した方がよい。また、事業者毎の取組み状況に差があることから、表彰事業者を公表することにおいて配慮が必要である。

また、エコファミリー表彰についても、住まい方の違いや変化によってもエネルギー使用量は大きく変わるため、比較方法の検討が必要である。

優先施策 I は「成果」、「課題」について、アンケートの回答結果から窺える省エネ意識度や実践率に対するの評価、課題を分析し取り組みを検討して欲しい。

市民と温暖化を防ぐ「茅ヶ崎のまちづくり」につながるよう身近な目的を示し、まちぐるみで取り組むことを提案する。

3. 優先的に取り組む施策Ⅱについて

事業者を対象とした情報収集・情報発信と、その協力体制づくりの目標において、エコネットとアンケート分析を中心とした進捗は概ね達成されていると判断できる。事業者に関連する温暖化防止対策について、情報を一元化して情報提供ができるサイトは有効である。情報提供時は県内だけでなく、全国のユニークな事業者の取り組みを紹介できると良いのではないかと。

意識調査については、その結果や数値の記載ではなく内容の考察などを書き加えたりすることが必要である。加えて意識調査の回答数の減少について、市の考えや意識調査の内容などを報告書に記載してはどうか。今後は、エコネットを利用した仕組みが活用できると考えられる。

エコ事業者認定制度については、事業者のメリットを明示し、事業者が登録しやすいように配慮して欲しい。そして、登録事業者への呼びかけの検討、得られたデータの公開方法の検討についてしっかりと準備をして欲しい。

事業者も含めた温暖化対策を進めるための継続的な情報管理と協力の仕組みの整備においては、目標、成果に不足を感じており、事業者も含めた今後の進展に期待する。

4. 優先的に取り組む施策Ⅲについて

この項目では、茅ヶ崎市独自の「温暖化防止アイデア」が示され、オリジナルな施策として注目されるべき部分である。具体的な記載、数値的な比較、今後の方向性について明確な方針が示されている。

住宅、事業所、公共施設への再生可能エネルギー等の導入については、今後の地球温暖化対策の中心的役割を果たすはずである。それゆえ、現在の再生可能エネルギーなどの支援策の他、新技術の導入などに対応できるような施策の方向性を示しておくとなお良いのではないかと。併せて、家庭の状況を的確に把握しながら、施策が再考されていくことが望まれる。

また、本施策全体を通じて、市民参加を促すための（例えば「茅ヶ崎おひさまクレジット」事業への）PR活動を積極的に行うことが必要であろう。

優先施策Ⅲでは、省エネという言葉も使われているが、それが地球温暖化対策に結びついているといった実感を市民にもってもらうことも重要である。そのため、対策手段のさらなる浸透を目指し、啓発活動や省エネ機器の導入促進に取り組んで欲しい。

今後も再生可能エネルギーの導入方法やメニューに工夫を凝らし、市民の注目を集めつつ、協力の実態（活動）を重ねて欲しい。社会的状況の変化により、施策の進展も左右されるが、茅ヶ崎市の実情と支援を積極的に打ち出すメッセージが必要である。

5. その他の施策の実施状況について

この項目は、温暖化防止を軸に、市の施策の横断的な再編可能性が含まれ、大いに注目される。いわゆる縦割り行政を乗り越え、各課協力の仕組みが展望できるという意味で、挑戦的な評価事項となり得る。自治体の「報告の取り組み」として評価したい。ただし、他課のコメントの転載に止まらず、温暖化防止に集中した記載を工夫して欲しい。

家庭における省エネ行動の推進や省エネ機器等の導入支援について、太陽光発電設備のパワーコンディショナ交換費の補助事業は他市にない取り組みであり、今後申請が増えていくことが見込まれるため、引き続き推進して欲しい。

一方で、節電コンテストの参加者が少ないのが気になる。参加者を増やすため、広報紙等による周知はもとより、学校単位での参加など、参加者を増やす周知方法の工夫が必要であろう。また、家庭の省エネルギー機器については、事業者と連携しさらに積極的に情報発信や啓発活動を行うべきである。

他方で、事業者における省エネ行動の推進については、効果として認識しうる施策の表現方法が求められる。地産地消（茅産茅消）、商店街街路灯・防犯灯のLED化、事業所の節電、ハイブリッド車の導入、自動スイッチ、照明のLED化などの取り組みについて、効果や成果が分かるようにして欲しい。そして、これらへの支援も検討の余地があるといえる。

低炭素まちづくりの推進については、自転車利用を推奨しているが、茅ヶ崎市の場合は車道がそれほど広くなく、車も多いことから、自転車の適切な通行を目指すことで新しい課題を生み出している。自転車の利用を促進するならば、自転車道・駐輪場の整備、地下道の出入り口の歩道との接続等、諸条件を組み合わせた施策となるべきであろう。

循環型まちづくりの施策（4Rの推進）については、リフューズの意識づけを強調しつつ、優先度をつけて進めるのはどうか。また、今後も、消費者、事業者、行政が連携してエコ・シティづくりを進めて行く必要がある。リデュースについては、生ごみ処理機・容器の使い方の体験型講習会を実施し、理解を深めることが普及につながるのではないかと。

普及啓発や情報発信、連携・協働の仕組みづくりは、本計画の成否に直結する。市民・事業者への低炭素型ライフスタイルの啓発が極めて重要である。具体的な啓発活動を整理、企画し、それらを本協議会として検討する必要があるだろう。また、温暖化対策は、あらゆる主体が協働して取り組まなければならない。しかし、実際には行政の各担当部署の実行力に委ねられているのが現状である。市域各分野の組織・団体と行政が一体となって推進する体制づくりの検討が必要であろう。

本項目は、全体として、それぞれの施策の実施状況は具体的で分かりやすい。ただし、市民にとっては、自分が参加した活動がどのように地球温暖化防止に繋がっているかが必要な情報であるはずだ。こうした情報の提示方法にも工夫をして欲しい。

6. 茅ヶ崎市行政の取り組み(事務事業編) について

事務事業編の主旨として、市の実績とそれに対する評価の報告は、これで十分であると感じられる。その中でできる限り、茅ヶ崎市の努力が表現されればなお望ましいのではないだろうか。

温室効果ガス排出量の状況として、次の点を強調するべきだ。まず、実質的な行政の事業活動での基準年度比のCO₂排出量削減は7%であったこと、全体のCO₂排出量が16%削減できたのは市民から出される焼却廃棄物が減少したためであること、そして、この市民の協力により焼却時に発生するCO₂排出量が22.9%削減したためであること、この3点である。

茅ヶ崎市庁舎電力使用量の削減は経年的に見ると限界に達していると思われる。新庁舎建設にあたり省エネ、再生エネルギー使用を駆使した設備を導入して欲しい。また、市庁舎以外の施設ではエネルギー使用量の削減、電気使用量削減、省エネに向けてのきめ細かい対応が必要である。専門的なエネルギー診断員や節電・省エネアドバイザー、使用者側の意見を聴取して推進して欲しい。さらに、今後の取り組みの視点として、生ゴミの堆肥化の促進や民間での取り組みを吸収できる仕組みの取り入れなどが必要ではないだろうか。

なお、報告書についても公用車の給油量の増減内容や削減対象の温室効果ガスの記載の代わりに、温室効果ガス削減対象となる施設を記載するとより分かりやすいのではないか。市民に対し省エネルギーを勧める茅ヶ崎市として、自らの取り組みや成果を積極的に公開する姿勢は大変良いと思う。市民は特に、行政の取り組みが見えにくく、分かりにくいためこの努力を継続して欲しい。

茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画
年次報告書 平成 26 年度版

平成 27 年(2015 年)3 月発行

発行部数 150 部

発行 茅ヶ崎市

編集 環境部環境政策課

〒253-8686

茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目 1 番 1 号

電 話 0467(82)1111

内 線 3521,3522

F A X 0467(57)8388

E-Mail kankyouseisaku@city.chigasaki.kanagawa.jp

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp>

携帯サイト <http://mobile.city.chigasaki.kanagawa.jp>